

今回の医療経済実態調査に基づく費用構造の算出方法について

1. 今回の医療経済実態調査の調査項目について
(参考)消費税の経理方式
2. 今回の調査結果を用いた課税費用総額の算出の考え方について
3. 具体的な混在項目課税割合計算のイメージ
(参考)混在項目課税割合計算後のデータについて(一般病院・法人立)
4. 税込・税抜統一処理について
(参考)税込・税抜統一処理後のデータについて(一般病院・法人立)
5. 加重平均処理について
(参考)加重平均処理後のデータについて
6. 費用構造推計の結果(暫定版)について

1. 今回の医療経済実態調査の調査項目について

①医療経済実態調査報告 本体(以下「全数データ(※)」という。)

【調査から把握できる内容】

※病院は集計1、診療所、歯科診療所、薬局は集計2

- ・ 医療経済実態調査において有効回答として取り扱われる全ての医療機関等に係る費用の総額と内訳を把握(従来どおり)。

(内訳)

ア 消費税課税であると考えられる費用項目(以下「課税対象項目」という。)

「医薬品費」「給食用材料費」「診療材料費・医療消耗器具備品費」「委託費」等

イ 消費税課税費用と非課税費用が混在する費用項目(以下「課税・非課税混在項目」という。)

「設備関係費」「経費」「その他の医業費用」

ウ 消費税非課税であると考えられる項目(以下「非課税対象項目」という。)

「給与費(通勤手当を除く)」「減価償却費(※記載要領上、便宜的に「非課税対象項目」と整理)」

- ・ 今回の調査では、上記のデータを税込処理をしている医療機関・税抜処理をしている医療機関ごとに把握(より精緻なデータをとる観点から、今回新たに調査したもの)。

(問題点) 課税・非課税混在項目があるため、課税費用の総額が精緻に把握できない。

②医療経済実態調査報告 別冊「消費税関連の集計結果」(以下「詳細データ」という。)

【調査から把握できる内容】

- ・ 調査に回答した医療機関等に係る「医業・介護費用のうち課税費用総額」と「通勤手当」を把握。(費用全体について、課税費用と非課税費用の区分が可能)
- ・ 上記のデータも税込処理をしている医療機関・税抜処理をしている医療機関ごとに把握。(より精緻なデータをとる観点から、今回新たに調査したもの)

(問題点) 回答した施設数が少ないため、このデータのみで費用構造を分析することは困難。

(参考)消費税の経理方式(消費税率5%のケース)

税抜処理か税込処理かによって、控除対象外消費税が含まれる費用項目が異なる(例えば、医薬品に係る控除対象外消費税は、税抜処理では「経費」等に計上されるが、税込処理では「医薬品費」等に含まれる)。

従来の医療経済実態調査においては、税抜処理のデータと税込処理のデータが単純に合計されていたが、今回は、消費税対応の観点から、より精緻なデータをとるため、税抜処理と税込処理を分けて把握している。

① 税抜方式

○日常の取引について、取引金額と消費税額を区分して経理処理する方法のこと。

■自由診療により、5,000円の現金収入があった場合

■税抜本体価格5,000円の医薬品を現金仕入れした場合

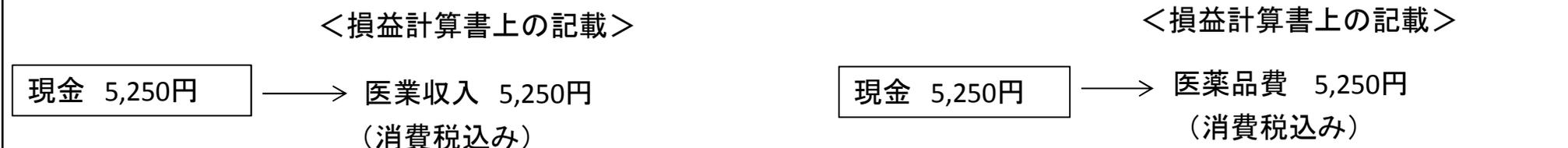


② 税込方式

○日常の取引について、消費税を取引価格に含めて経理処理する方法のこと。

■自由診療により、5,000円の現金収入があった場合

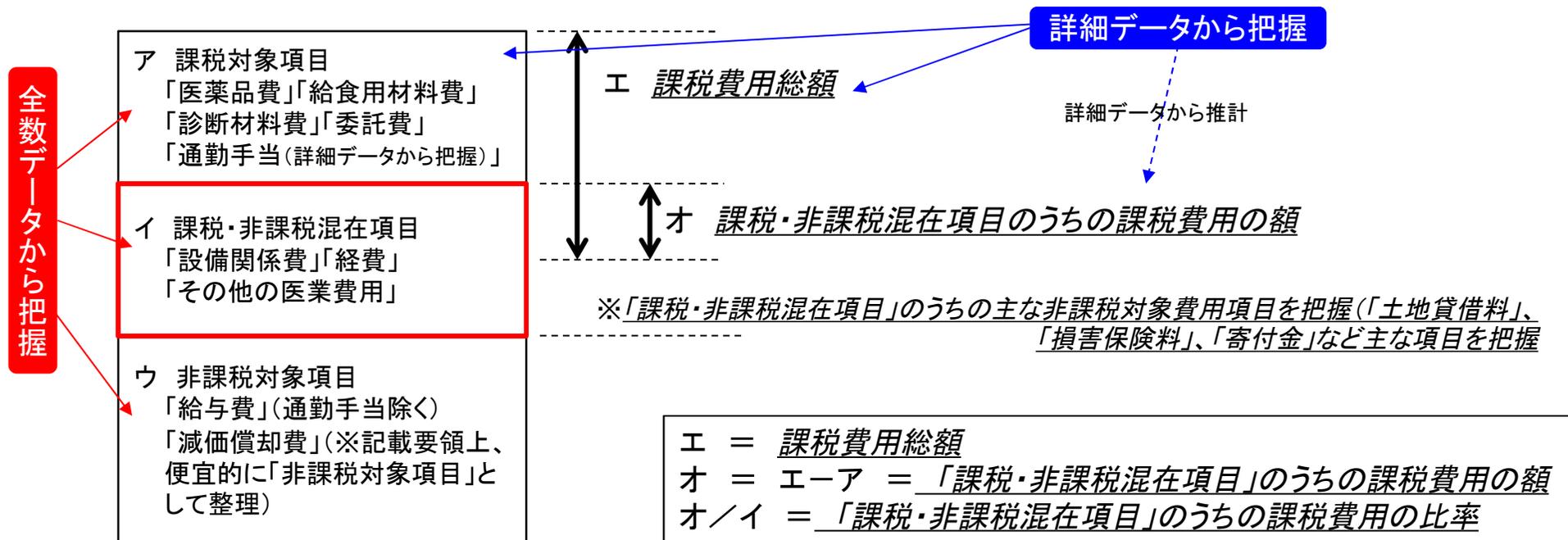
■税抜本体価格5,000円の医薬品を現金仕入れした場合



2. 今回の調査結果を用いた課税費用総額の算出の考え方について

- 詳細データに回答した施設数が少なく、詳細データの課税費用総額(割合)をそのまま使うことができないため、詳細データからは、「課税・非課税混在項目」における課税費用の割合及び通勤手当の給与費に占める割合のみを算出し、その割合を全数データに乗じることで課税費用総額(割合)を算出することとする。
- 具体的には、下の図のオ/イを算出し、全数データの「課税・非課税混在項目」(＝病院であれば「設備関係費」「経費」「その他の医業費用」)の合計額に乗じることによって、「課税・非課税混在項目」のうちの課税費用の額を算出する。(以下「混在項目課税割合計算」という。)

(例) 病院の費用構造のイメージ ※今回新たに集計・算出した項目(図の斜字・下線部分)



3. 具体的な混在項目課税割合計算のイメージ

【例】病院における混在項目課税割合計算のイメージ

〈一般病院〉		〈精神科病院〉	
◆全数データより	◆詳細データより	◆全数データより	◆詳細データより
法人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×	法人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×
法人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×	法人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×
個人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×	個人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×
個人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×	個人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×
比率(オ/イ)		比率(オ/イ)	

〈特定機能病院〉		〈こども病院〉	
◆全数データより	◆詳細データより	◆全数データより	◆詳細データより
法人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×	法人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×
法人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×	法人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×
比率(オ/イ)		比率(オ/イ)	
比率(オ/イ)		比率(オ/イ)	

- 例えば病院の場合、「全数データ」から、①一般病院／精神科病院／特定機能病院／こども病院、②法人立／個人立、③税抜処理／税込処理の区分に応じた12通りの「課税・非課税混在項目」の総額が把握できる。一方「詳細データ」からは上記12通りに対応する「比率(オ/イ)」を導くことができる。
- 全12通りごとに、「課税・非課税混在項目」の総額と「比率(オ/イ)」を掛け合わせることにより、それぞれについて、「課税・非課税混在項目」中の課税経費額を算定する。

(参考)混在項目課税割合計算後のデータについて(一般病院・法人立の「前年度」分)

①処理前のデータ × ②係数(%) = ③混在項目
課税割合計算

	(千円)			(千円)	
	一般病院			一般病院	
	法人立			法人立	
	税抜	税込		税抜	税込
I 医業・介護収益	3,806,086	2,837,782		3,806,086	2,837,782
医業収益	3,802,823	2,834,253		3,802,823	2,834,253
(入院)保険診療収益	2,501,972	1,931,091		2,501,972	1,931,091
(入院)公害等診療収益	28,570	25,968		28,570	25,968
(外来)保険診療収益	1,035,822	714,149		1,035,822	714,149
(外来)公害等診療収益	14,925	10,356		14,925	10,356
非課税売上げ比率	0.94	0.95		0.94	0.95
II 医業・介護費用	3,858,589	2,823,122		3,858,589	2,823,122
1 給与費	2,052,702	1,530,007		2,052,702	1,530,007
1のうち通勤手当以外			係数	2,026,408	1,511,899
1のうち通勤手当			1.281	26,294	18,108
2 医薬品費	515,203	377,170	(税抜)	515,203	377,170
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	369,376	266,094	(税込)	369,376	266,094
4 委託費	266,144	167,072		266,144	167,072
5 減価償却費	233,214	145,256		233,214	145,256
6 設備関係費、経費、その他の医業費用	421,951	337,522	係数	421,951	337,522
6のうち課税分			55.110	232,537	229,023
6のうち非課税分			(税抜)	189,414	108,499
			(税込)		

4. 税込・税抜統一処理について

- 3の混在項目課税割合計算を行った段階では、例えば一般病院・法人立のデータで見ると、税抜処理をしている一般病院と税込処理をしている一般病院が別々に把握されている。
- 「一般病院・法人立」全体のデータを作成するためには、税抜処理の「一般病院・法人立」の数字を下記の手順で税込処理ベースの数字に置き換えた上で、税込処理の「一般病院・法人立」の数字との間で、集計施設数に応じて加重平均する必要がある。(以下「税込・税抜統一処理」という)
 (税込処理をベースとする理由)
 税込処理をしている医療機関数の方が多いこと、また、平成9年の推計時にも、医療機関は税込処理をしているものとして計算していること。

〈一般病院・法人立の例〉

	一般病院	
	法人立	
	税抜	税込
I 医業・介護収益		
医業収益		
(入院)保険診療収益		
(入院)公害等診療収益		
(外来)保険診療収益		
(外来)公害等診療収益		
非課税売上げ比率	A	
II 医業・介護費用		
1 給与費		
1のうち通勤手当以外		
1のうち通勤手当	(元の額)×A×5%を増額	} 配分
2 医薬品費	(元の額)×A×5%を増額	
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	(元の額)×A×5%を増額	
4 委託費	(元の額)×A×5%を増額	
5 減価償却費	(元の額)×A×5%を増額	
6 設備関係費、経費、その他医業費用	(元の額)×A×5%を増額	
6のうち課税分	(元の額)×A×5%を増額	
6のうち非課税分	上記の処理による増額分を減額	
III 損益差額		
集計施設数	381	454

施設数で加重平均

【税込・税抜統一処理の手順】

- 税抜処理では、控除対象外消費税が「6」の「経費」の中の「非課税分」の中にまとめて計上されている。これを税込処理と整合的な形にするため、各課税費用にそれぞれ消費税が上乗せされている形に戻す必要がある。
- ただし、控除対象外消費税が発生しているのは、自由診療等を含まない「保険診療分」と「公害等診療分」(＝非課税売上げ)の仕入れに係る部分のみであるため、課税費用×5%を上乗せするのではなく、課税費用×(A:非課税売上げ割合)×5%を上乗せすることとなる。

※なお、税込処理における課税品目の数字には、自由診療などの課税売上分も含めた仕入消費税負担の全額(＝5%分)が含まれているが、収益にも課税売上に係る消費税が含まれているため、「収益に占める課税費用の率」の観点からは、上記処理後の税抜処理ベースの数字と、税込処理ベースの数字との間では整合性がとれている。

(参考) 税込・税抜統一処理後のデータについて(一般病院・法人立の「前年度」分)

③混在項目課税割合計算後 →

控除対象外消費税の
上乗せ処理

→

④税込・税抜
統一処理後

	一般病院	
	法人立	
	税抜	税込
I 医業・介護収益	3,806,086	2,837,782
医業収益	3,802,823	2,834,253
(入院)保険診療収益	2,501,972	1,931,091
(入院)公害等診療収益	28,570	25,968
(外来)保険診療収益	1,035,822	714,149
(外来)公害等診療収益	14,925	10,356
非課税売上げ比率	0.94	0.95
II 医業・介護費用	3,858,589	2,823,122
1 給与費	2,052,702	1,530,007
1のうち通勤手当以外	2,026,408	1,511,899
1のうち通勤手当	26,294	18,108
2 医薬品費	515,203	377,170
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	369,376	266,094
4 委託費	266,144	167,072
5 減価償却費	233,214	145,256
6 設備関係費、経費、その他の医業費用	421,951	337,522
6のうち課税分	232,537	229,023
6のうち非課税分	189,414	108,499
III 損益差額	▲ 52,504	14,659
集計施設数	381	454



	一般病院	
	法人立	
	税抜	税込
I 医業・介護収益	3,806,086	2,837,782
医業収益	3,802,823	2,834,253
(入院)保険診療収益	2,501,972	1,931,091
(入院)公害等診療収益	28,570	25,968
(外来)保険診療収益	1,035,822	714,149
(外来)公害等診療収益	14,925	10,356
非課税売上げ比率	0.94	0.95
II 医業・介護費用	3,858,589	2,823,122
1 給与費	2,053,940	1,530,007
1のうち通勤手当以外	2,026,408	1,511,899
1のうち通勤手当	27,532	18,108
2 医薬品費	539,462	377,170
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	386,769	266,094
4 委託費	278,676	167,072
5 減価償却費	244,195	145,256
6 設備関係費、経費、その他の医業費用	355,547	337,522
6のうち課税分	243,487	229,023
6のうち非課税分	112,060	108,499
III 損益差額	▲ 52,504	14,659
集計施設数	381	454

	一般病院
	法人立
I 医業・介護収益	3,279,607
医業収益	3,276,200
(入院)保険診療収益	2,191,577
(入院)公害等診療収益	27,155
(外来)保険診療収益	860,924
(外来)公害等診療収益	12,441
II 医業・介護費用	3,295,593
1 給与費	1,769,071
1のうち通勤手当以外	1,746,663
1のうち通勤手当	22,408
2 医薬品費	451,222
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	321,157
4 委託費	217,995
5 減価償却費	190,401
6 設備関係費、経費、その他の医業費用	345,747
6のうち課税分	235,623
6のうち非課税分	110,124
III 損益差額	▲ 15,986
集計施設数	835

※なお、個人立の場合の「損益差額」は、この税抜・税込統一処理後の段階で給与費に合算して計算する。(平成9年の対応と同様)

5. 加重平均処理について

- 「混在項目課税割合計算」、「税込・税抜統一処理」により、
 - ・ 病院であれば、「一般病院・精神科病院・特定機能病院・こども病院」「法人立・個人立」ごとの費用構造
 - ・ 診療所であれば、「有床診療所・無床診療所」「法人立・個人立」ごとの費用構造
 - ・ 歯科診療所であれば、「法人立・個人立」ごとの費用構造
 - ・ 保険薬局であれば、「法人立・個人立」ごとの費用構造
 が把握可能となる。

- 最後に、「病院」「診療所」「歯科診療所」「保険薬局」の4つの分類にまとめるため、各費用構造ごとの施設数に応じて、加重平均する。

【加重平均の際に、使用する施設数】

一般病院		精神科病院		特定機能病院		こども病院	
法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立
7,069	316	1,039	32	84		25	

有床診療所		無床診療所		歯科診療所		保険薬局	
法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立
6,571	3,025	47,936	42,620	12,096	56,378	46,948	7,635

※ 病院：厚生労働省「医療施設調査」(H24.10.1)等より医療課調べ
 一般診療所、歯科診療所：厚生労働省「医療施設調査」(H24.10.1)より
 保険薬局：厚生労働省「最近の医療費の動向」(H24.12月分)より医療課調べ

(参考)加重平均処理後のデータについて
(病院・一般診療所・歯科診療所・保険薬局の前年度分)

病院

	金額	構成比
I 医業・介護収益	3,206,182	100.0%
II 医業・介護費用	3,238,562	101.0%
1 給与費	1,730,180	54.0%
1のうち通勤手当以外	1,707,997	53.3%
1のうち通勤手当	22,183	0.7%
2 医薬品費	451,386	14.1%
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	312,252	9.7%
4 委託費	211,707	6.6%
5 減価償却費	191,841	6.0%
6 設備関係費、経費、その他の医業費用	341,195	10.6%
6のうち課税分	235,467	7.3%
6のうち非課税分	105,727	3.3%
III 損益差額	▲ 32,380	-1.0%
集計施設数	1,137	
全国の施設数	8,565	

一般診療所

	金額	構成比
I 医業・介護収益	133,074	100.0%
II 医業・介護費用	127,571	95.9%
1 給与費	68,403	51.4%
1のうち通勤手当以外	67,728	50.9%
1のうち通勤手当	675	0.5%
2 医薬品費	20,790	15.6%
3 材料費	3,336	2.5%
4 委託費	4,688	3.5%
5 減価償却費	4,925	3.7%
6 その他の医業・介護費用	25,429	19.1%
6のうち課税分	17,025	12.8%
6のうち非課税分	8,404	6.3%
III 損益差額	5,503	4.1%
集計施設数	1,656	
全国の施設数	100,152	

歯科診療所

	金額	構成比
I 医業・介護収益	48,696	100.0%
II 医業・介護費用	47,864	98.3%
1 給与費	26,904	55.2%
1のうち通勤手当以外	26,561	54.5%
1のうち通勤手当	343	0.7%
2 医薬品費	604	1.2%
3 歯科材料費	3,591	7.4%
4 委託費	4,008	8.2%
5 減価償却費	2,628	5.4%
6 その他の医業費用	10,128	20.8%
6のうち課税分	7,415	15.2%
6のうち非課税分	2,713	5.6%
III 損益差額	831	1.7%
集計施設数	594	
全国の施設数	68,474	

保険薬局

	金額	構成比
I 収益・介護収益	162,063	100.0%
II 医業・介護費用	154,107	95.1%
1 給与費	28,835	17.8%
1のうち通勤手当以外	28,382	17.5%
1のうち通勤手当	453	0.3%
2 医薬品等費	110,932	68.4%
3 委託費	410	0.3%
4 減価償却費	1,653	1.0%
5 その他の経費	12,277	7.6%
5のうち課税分	7,768	4.8%
5のうち非課税分	4,510	2.8%
III 損益差額	7,956	4.9%
集計施設数	903	
全国の施設数	54,583	

6. 費用構造推計の結果(暫定版)について

(%)

	①給与費等 非課税費用 (損益差額 を含む)	②医薬品費	③特定保険 医療材料費	④その他 課税費用	⑤減価 償却費	②~⑤の 合計
医科	57.3	14.5	3.5	19.3	5.3	42.7
病院	56.6	14.1	4.5	19.9	6.0	44.4
一般診療所	61.3	15.6	0.9	18.5	3.7	38.7
歯科診療所	61.8	1.2	6.7	24.8	5.4	38.2
保険薬局	25.2	68.3	0.2	5.3	1.0	74.8
全体	52.3	22.6	3.2	17.4	4.6	47.7

※ 各費用割合は、平成25年医療経済実態調査等における平成24年度の数値を用いて推計したもの。

※ 特定医療保険材料は社会医療診療行為別調査より推計。

診調組 税-1参考1

25.11.14

①医療経済実態調査報告本体(全数データ)からのデータ(処理前、税抜/税込別) 28分類

病院(集計1)(前年度)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	一般病院				精神病院				特定機能病院		こども病院	
	法人立		個人立		法人立		個人立		法人立		法人立	
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込
I 医業・介護収益	3,806,086	2,837,782	780,231	765,572	1,540,972	1,453,168	*	1,064,752	18,608,169	25,702,665	12,403,813	11,480,303
医業収益	3,802,823	2,834,253	780,231	765,436	1,539,907	1,452,694	*	1,064,752	18,608,169	25,702,530	12,403,813	11,480,303
(入院)保険診療収益	2,501,972	1,931,091	473,668	411,725	1,253,747	1,207,286	*	929,527	13,041,910	17,385,456	8,977,513	8,524,684
(入院)公害等診療収益	28,570	25,968	6,177	12,003	394	403	*	0	96,095	174,747	70,312	11,845
(外来)保険診療収益	1,035,822	714,149	225,168	277,865	243,262	204,910	*	114,936	4,748,694	7,046,382	2,806,737	2,719,100
(外来)公害等診療収益	14,925	10,356	7,035	11,975	19	34	*	0	11,038	33,453	13,132	4,488
非課税売上げ比率	0.94	0.95	0.91	0.93	0.97	0.97	*	0.98	0.96	0.96	0.96	0.98
II 医業・介護費用	3,858,589	2,823,122	693,205	691,322	1,594,969	1,446,603	*	925,387	19,292,760	27,122,508	13,417,524	13,009,898
1 給与費	2,052,702	1,530,007	359,602	357,922	1,029,695	952,719	*	586,747	8,606,178	11,482,263	7,188,816	6,368,256
1のうち通勤手当以外												
1のうち通勤手当												
2 医薬品費	515,203	377,170	83,911	107,587	124,606	106,724	*	93,536	4,129,891	5,631,719	1,927,954	1,887,092
3 給食用材料費、診療材料費 -医療消耗器具備品費	369,376	266,094	35,547	43,269	56,917	54,295	*	53,822	2,232,158	3,595,872	1,178,493	1,059,638
4 委託費	266,144	167,072	62,618	55,984	78,306	78,746	*	21,374	1,359,386	1,679,932	866,778	1,431,622
5 減価償却費	233,214	145,256	24,985	24,518	81,264	67,642	*	14,408	1,576,788	2,218,047	961,596	1,096,475
6 設備関係費、経費、その他の 医業費用	421,951	337,522	126,542	102,042	224,182	186,477	*	155,500	1,388,359	2,514,675	1,293,886	1,166,815
6のうち課税分												
6のうち非課税分												
III 損益差額	▲ 52,504	14,659	87,026	74,250	▲ 53,998	6,566	*	139,365	▲ 684,591	▲ 1,419,843	▲ 1,013,711	▲ 1,529,595
集計施設数	381	454	8	21	58	118	*	4	3	72	11	9

一般診療所（集計2）（前年度

	13	14	15	16	17	18	19	20
	入院収益あり				入院診療収益なし			
	法人立		個人立		法人立		個人立	
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込
I 医業・介護収益	377,257	322,093	52,396	211,372	194,680	138,917	80,250	86,419
医業収益	375,336	315,205	52,396	208,413	184,727	136,385	80,200	86,302
(入院)保険診療収益	138,912	77,735	20,335	61,148	0	0	0	0
(入院)公害等診療収益	671	1,184	1,271	160	0	0	0	0
(外来)保険診療収益	103,783	162,339	24,006	88,017	139,353	119,946	65,142	76,560
(外来)公害等診療収益	1,183	5,529	9	634	1,670	2,368	1,761	820
非課税売上げ比率	0.6515	0.7829	0.8707	0.7195	0.7634	0.8968	0.8342	0.8966
II 医業・介護費用	370,293	303,859	61,935	163,488	177,497	130,517	59,960	59,830
1 給与費	173,659	162,808	31,877	71,201	94,099	69,716	18,877	20,563
1のうち通勤手当以外								
1のうち通勤手当								
2 医薬品費	28,832	40,339	11,894	24,238	26,983	21,165	17,126	16,600
3 材料費	14,067	15,785	552	7,885	5,717	2,747	1,113	1,523
4 委託費	17,363	14,617	1,401	7,163	10,327	4,620	3,645	2,316
5 減価償却費	15,884	11,256	3,342	7,250	6,965	4,632	3,452	3,788
6 その他の医業・介護費用	120,488	59,053	12,869	45,750	33,406	27,637	15,747	15,039
6のうち課税分								
6のうち非課税分								
III 損益差額	6,964	18,235	▲ 9,539	47,884	17,183	8,400	20,290	26,589
集計施設数	11	80	3	37	71	723	48	683

歯科診療所 (集計2)(前年度)	21	22	23	24
	法人立		個人立	
	税抜	税込	税抜	税込
I 医業・介護収益	99,738	74,872	49,162	41,651
医業収益	99,414	74,809	48,835	41,581
保険診療収益	75,142	58,120	38,705	35,543
労災等診療収益	5	82	12	23
非課税売上げ比率	0.76	0.78	0.79	0.86
II 医業・介護費用	92,913	70,464	37,440	30,739
1 給与費	52,617	40,097	15,513	12,429
1のうち通勤手当以外				
1のうち通勤手当				
2 医薬品費	699	1,000	461	531
3 歯科材料費	7,640	5,857	3,371	2,999
4 委託費	7,136	5,547	4,054	3,562
5 減価償却費	4,663	3,476	2,689	2,366
6 その他の医業費用	20,158	14,487	11,352	8,852
6のうち課税分				
6のうち非課税分				
III 損益差額	6,825	4,408	11,722	10,912
集計施設数	13	92	50	439

保険薬局（集計2）（前年度）

	25	26	27	28
	法人立		個人立	
	税抜	税込	税抜	税込
I 収益・介護収益	204,807	161,941	56,711	102,215
収益	204,671	161,724	56,620	102,165
保険調剤収益	183,437	156,793	54,937	96,697
公害等調剤収益	979	356	69	2,411
非課税売上げ比率	0.901	0.972	0.971	0.970
II 医業・介護費用	189,809	154,540	50,346	92,308
1 給与費	31,341	29,658	7,556	11,921
1のうち通勤手当以外				
1のうち通勤手当				
2 医薬品等費	137,557	109,538	35,396	70,938
3 委託費	451	465	87	56
4 減価償却費	2,012	1,640	1,059	1,037
5 その他の経費	18,448	13,239	6,247	8,356
5のうち課税分				
5のうち非課税分				
III 損益差額	14,997	7,401	6,365	9,907
集計施設数	201	625	6	71

②医療経済実態調査報告 別冊「消費税関連の集計結果」の「(1)消費税課税費用、非課税費用の詳細状況」(詳細データ) 28分類

病院 (集計1)(前年度)

	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
	一般病院												精神科病院				特定機能病院				こども病院			
	法人立				個人立				法人立				個人立				法人立							
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込
1 医業・介護費用	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(1) 医業・介護費用のうち課税費用	2,809,796	3,366,385	*	900,933	1,682,209	1,583,363	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	26,419,658	18,733,290	18,733,290	*	*	*	*
① 医薬品費	958,390	1,300,113	*	391,085	405,316	419,337	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	12,832,283	6,459,029	6,459,029	*	*	*	*
② 給食用材料費	333,414	498,141	*	129,945	121,227	106,371	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	5,729,236	2,629,618	2,629,618	*	*	*	*
③ 診療材料費・医療消耗器具備品費	20,243	29,936	*	7,099	47,473	41,226	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	96,320	32,903	32,903	*	*	*	*
④ 委託費	200,119	295,290	*	59,904	14,880	12,938	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	3,357,830	1,811,982	1,811,982	*	*	*	*
⑤ 通勤手当	193,374	189,980	*	81,884	89,980	92,258	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1,537,724	1,085,234	1,085,234	*	*	*	*
⑥ 「設備関係費、経費、その他の医業費用」のうち課税分 ((1)-①-②-③-④-⑤)	19,974	21,074	*	5,345	18,944	17,331	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	127,039	96,063	96,063	*	*	*	*
	191,267	265,692	*	106,908	112,812	149,213	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1,984,134	803,229	803,229	*	*	*	*
(2) 医業・介護費用のうち非課税費用 (1-(1))	1,851,406	2,066,272	*	509,848	1,276,893	1,164,026	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	13,587,375	12,274,261	12,274,261	*	*	*	*
⑦ 給与費(通勤手当除く)	1,539,298	1,759,577	*	457,292	1,070,521	1,017,420	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	10,959,442	9,711,929	9,711,929	*	*	*	*
⑧ 減価償却費	156,311	180,824	*	19,956	93,601	78,160	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	2,280,818	1,435,181	1,435,181	*	*	*	*
⑨ 「設備関係費、経費、その他の医業費用」のうち非課税分 ((2)-⑦-⑧)	155,797	125,871	*	32,600	112,771	68,445	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	347,116	1,127,151	1,127,151	*	*	*	*
「設備関係費、経費、その他の医業費用」に占める課税費用の比率 (⑥ / ⑥+⑨)	55.1	67.9	33.7	76.6	50.0	68.6	75.0	69.8	-	85.1	41.6	66.7												
「給与費」に占める「通勤手当」の比率 (⑤ / ⑤+⑦)	1.3	1.2	1.6	1.2	1.7	1.7	2.2	1.5	-	1.1	1.0	0.2												
施設数	107	141	*	8	15	37	*	*	*	0	34	4	*											
平均病床数	182	197	*	74	243	267	*	*	*	0	877	619	*											

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

一般診療所（集計2）（前年度）

	13				14				15				16				17				18				19				20			
	入院収益あり								入院収益なし																							
	法人立				個人立				法人立				個人立																			
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込						
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
1 医業・介護費用	491,369	320,304	*	141,991	158,792	134,684	59,724	59,612																								
(1) 医業・介護費用のうち課税費用	187,311	117,195	*	54,856	50,678	47,366	25,070	30,745																								
① 医薬品費	35,162	40,530	*	17,820	22,195	19,426	12,824	14,807																								
② 材料費	19,658	14,296	*	5,502	3,010	2,546	1,878	1,673																								
③ 委託費	22,770	17,119	*	7,378	6,175	5,156	2,915	2,712																								
④ 通勤手当	2,528	1,894	*	1,291	875	745	375	405																								
⑤ 「その他の医業・介護費用」のうち課税分 （(1)-①-②-③-④）	107,193	43,356	*	22,864	18,422	19,493	7,078	11,148																								
(2) 医業・介護費用のうち非課税費用（1-(1)）	304,058	203,109	*	87,136	108,114	87,317	34,654	28,867																								
⑥ 給与費（通勤手当除く）	220,391	168,571	*	64,635	86,271	73,127	21,727	20,641																								
⑦ 減価償却費	19,335	10,696	*	7,759	6,101	4,955	4,054	3,619																								
⑧ 「その他の医業・介護費用」のうち非課税分 （(2)-⑥-⑦）	64,332	23,842	*	14,742	15,742	9,235	8,873	4,607																								
「その他の医業・介護費用」に占める 課税費用の比率（⑤/⑤+⑧）	62.5	64.5	84.8	60.8	53.9	67.9	44.4	70.8																								
「給与費」に占める「通勤手当」の比率（④/④+⑥）	1.1	1.1	0.4	2.0	1.0	1.0	1.7	1.9																								
施設数	7	38	*	10	24	355	15	277																								

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

歯科診療所(全体) (集計2)(前年度)

	21		22		23		24	
	法人立				個人立			
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 医業・介護費用	*	79,145	59,564	33,235				
(1) 医業・介護費用のうち課税費用	*	27,245	29,146	15,227				
① 医薬品費	*	976	617	495				
② 歯科材料費	*	6,600	4,042	3,245				
③ 委託費	*	5,103	5,651	3,774				
④ 通勤手当	*	627	541	308				
⑤ 「その他の医業費用」のうち課税分 ((1)-①-②-③-④)	*	13,941	18,296	7,405				
(2) 医業・介護費用のうち非課税費用 (1-(1))	*	51,900	30,417	18,008				
⑥ 給与費(通勤手当除く)	*	43,444	22,290	12,583				
⑦ 減価償却費	*	3,484	2,726	2,437				
⑧ 「その他の医業費用」のうち非課税分 ((2)-⑥-⑦)	*	4,973	5,401	2,987				
「その他の医業費用」に占める 課税費用の比率 (⑤ / ⑤+⑧)	96	72.8	96	73.7	96	77.2	96	71.3
「給与費」に占める「通勤手当」の比率 (④ / ④+⑥)	0.2	0.2	1.4	1.4	2.4	2.4	2.4	2.4
施設数	*	34	12	168				
平均ユニット数	*	5	5	3				

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

保険薬局(全体) (集計2)(前年度)

	25		26		27		28	
	法人立				個人立			
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込
1 費用	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(1)費用のうち課税費用	163,601	158,670	*	*	96,278	78,839		
① 医薬品等費	127,465	119,744	*	*	73,823	65		
② 委託費	116,673	110,441	*	*	214	4,736		
③ 通勤手当	147	686	*	*				
④ 「その他の経費」のうち課税分 ((1)-①-②-③)	536	470	*	*				
	10,109	8,147	*	*				
(2)費用のうち非課税費用 (1-(1))	36,135	38,926	*	*	17,439	12,232		
⑤ 給与費(通勤手当除く)	26,069	30,988	*	*	1,099	4,108		
⑥ 減価償却費	1,704	1,831	*	*				
⑦ 「その他の経費」のうち非課税分 ((2)-⑤-⑥)	8,362	6,106	*	*				
「その他の経費」に占める課税費用の比率 (④ / ④+⑦)	54.7	57.2	80.4	53.6				
「給与費」に占める「通勤手当」の比率 (③ / ③+⑤)	2.0	1.5	0.3	1.7				
施設数	44	249	*	27				
処方せん枚数	17,988	19,100	*	14,613				

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

③税抜税込統一処理後のデータ 14分類

病院

	1		2		3		4		5		6	
	一般病院		精神病院		特定機能病院		こども病院					
	法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立
I 医業・介護収益	3,279,607	769,616	1,482,104	1,111,768	25,702,665	11,988,233						
II 医業・介護費用	3,295,593	769,616	1,495,496	1,111,768	27,122,508	13,234,092						
1 給与費	1,769,071	436,231	978,373	750,268	11,482,263	6,821,417						
1のうち通勤手当以外	1,746,663	431,615	961,488	739,176	11,350,689	6,774,008						
1のうち通勤手当	22,408	4,615	16,886	11,092	131,574	47,408						
2 医薬品費	451,222	102,112	114,614	93,984	5,631,719	1,960,294						
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	321,157	41,586	56,071	57,252	3,595,872	1,156,016						
4 委託費	217,995	58,602	79,855	33,424	1,679,932	1,143,764						
5 減価償却費	190,401	24,961	73,433	15,180	2,218,047	1,047,593						
6 設備関係費、経費、その他の医業費用	345,747	106,124	193,150	161,660	2,514,675	1,105,010						
6のうち課税分	235,623	68,939	124,451	118,230	2,140,248	660,357						
6のうち非課税分	110,124	37,185	68,699	43,430	374,427	444,652						
III 損益差額	▲ 15,986	—	▲ 13,393	—	▲ 1,419,843	▲ 1,245,859						
集計施設数	835	29	176	5	72	20						
全国の施設数	7069	316	1039	32	84	25						

※個人立の損益差額は、処理後に給与費(通勤手当以外)に合算している。

一般診療所

	7		8		9		10	
	入院収益あり				入院診療収益なし			
	法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立
I 医業・介護収益	328,762	199,449	143,903	86,014				
II 医業・介護費用	311,889	199,449	134,718	86,014				
1 給与費	164,128	111,829	71,900	46,629				
1のうち通勤手当以外	162,292	110,529	71,172	46,237				
1のうち通勤手当	1,836	1,300	728	392				
2 医薬品費	39,062	23,351	21,778	16,681				
3 材料費	15,633	7,337	3,032	1,500				
4 委託費	15,017	6,736	5,166	2,413				
5 減価償却費	11,878	6,968	4,864	3,776				
6 その他の医業・介護費用	66,172	43,227	27,979	15,016				
6のうち課税分	42,894	26,583	18,748	10,421				
6のうち非課税分	23,278	16,645	9,231	4,595				
III 損益差額	16,872	—	9,185	—				
集計施設数	91	40	794	731				
全国の施設数	6571	3025	47936	42620				

※個人立の損益差額は、処理後に給与費(通勤手当以外)に合算している。

歯科診療所

	11	12
	法人立	個人立
I 医業・介護収益	77,950	42,419
II 医業・介護費用	73,243	42,419
1 給与費	41,648	23,741
1のうち通勤手当以外	41,133	23,435
1のうち通勤手当	515	306
2 医薬品費	966	526
3 歯科材料費	6,113	3,050
4 委託費	5,777	3,629
5 減価償却費	3,645	2,410
6 その他の医業費用	15,094	9,063
6のうち課税分	11,243	6,594
6のうち非課税分	3,851	2,469
III 損益差額	4,707	—
集計施設数	105	489
全国の施設数	12,096	56,378

※個人立の損益差額は、処理後に給与費(通勤手当以外)に合算している。

保険薬局

	13	14
	法人立	個人立
I 収益・介護収益	172,372	98,669
II 医業・介護費用	163,122	98,669
1 給与費	30,075	21,212
1のうち通勤手当以外	29,579	21,021
1のうち通勤手当	496	191
2 医薬品等費	117,864	68,302
3 委託費	467	59
4 減価償却費	1,753	1,043
5 その他の経費	12,964	8,053
5のうち課税分	8,293	4,537
5のうち非課税分	4,671	3,516
III 損益差額	9,250	—
集計施設数	826	77
全国の施設数	46,948	7,635

※個人立の損益差額は、処理後に給与費(通勤手当以外)に合算している。

④加重平均処理後のデータ 4分類

病院

	金額	構成比
I 医業・介護収益	3,206,182	100.0%
II 医業・介護費用	3,238,562	101.0%
1 給与費	1,730,180	54.0%
1のうち通勤手当以外	1,707,997	53.3%
1のうち通勤手当	22,183	0.7%
2 医薬品費	451,386	14.1%
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	312,252	9.7%
4 委託費	211,707	6.6%
5 減価償却費	191,841	6.0%
6 設備関係費、経費、その他の医業費用	341,195	10.6%
6のうち課税分	235,467	7.3%
6のうち非課税分	105,727	3.3%
III 損益差額	▲ 32,380	-1.0%
集計施設数	1,137	
全国の施設数	8,565	

歯科診療所

	金額	構成比
I 医業・介護収益	48,696	100.0%
II 医業・介護費用	47,864	98.3%
1 給与費	26,904	55.2%
1のうち通勤手当以外	26,561	54.5%
1のうち通勤手当	343	0.7%
2 医薬品費	604	1.2%
3 歯科材料費	3,591	7.4%
4 委託費	4,008	8.2%
5 減価償却費	2,628	5.4%
6 その他の医業費用	10,128	20.8%
6のうち課税分	7,415	15.2%
6のうち非課税分	2,713	5.6%
III 損益差額	831	1.7%
集計施設数	594	
全国の施設数	68,474	

一般診療所

	金額	構成比
I 医業・介護収益	133,074	100.0%
II 医業・介護費用	127,571	95.9%
1 給与費	68,403	51.4%
1のうち通勤手当以外	67,728	50.9%
1のうち通勤手当	675	0.5%
2 医薬品費	20,790	15.6%
3 材料費	3,336	2.5%
4 委託費	4,688	3.5%
5 減価償却費	4,925	3.7%
6 その他の医業・介護費用	25,429	19.1%
6のうち課税分	17,025	12.8%
6のうち非課税分	8,404	6.3%
III 損益差額	5,503	4.1%
集計施設数	1,656	
全国の施設数	100,152	

保険薬局

	金額	構成比
I 収益・介護収益	162,063	100.0%
II 医業・介護費用	154,107	95.1%
1 給与費	28,835	17.8%
1のうち通勤手当以外	28,382	17.5%
1のうち通勤手当	453	0.3%
2 医薬品等費	110,932	68.4%
3 委託費	410	0.3%
4 減価償却費	1,653	1.0%
5 その他の経費	12,277	7.6%
5のうち課税分	7,768	4.8%
5のうち非課税分	4,510	2.8%
III 損益差額	7,956	4.9%
集計施設数	903	
全国の施設数	54,583	

第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告

— 平成25年 実施 —

別冊 消費税関連の集計結果

中央社会保険医療協議会
平成25年11月

目 次

I	消費税関連の調査のねらい等	1
II	調査の結果	3
	(1) 消費税課税費用・非課税費用の詳細状況	4
	(参考1) 消費税非課税費用の詳細状況	12
	(参考2) 税抜経理方式において税法上損金に算入されている控除対象外消費税の状況	20
	(2) 消費税及び地方消費税の経理方式の選択状況	22

I 消費税関連の調査のねらい等

I 消費税関連の調査のねらい等

「医業・介護費用」(保険薬局においては「費用」。以下同じ。)に関する従来の調査項目には、

ア 全体として消費税課税費用であると考えられる費用項目(「課税対象項目」):「医薬品費」「給食用材料費」「診療材料費・医療消耗器具備品費」「委託費」「給与費」のうちの『通勤手当』など

イ 消費税課税費用と非課税費用が混在する費用項目(「課税・非課税混在項目」):ア・ウ以外の費用項目

ウ 全体として消費税非課税費用であると考えられる費用項目(「非課税対象項目」):「給与費(通勤手当を除く)」「減価償却費」(※)

があるが、平成26年4月に予定される消費税率引き上げに備え、医療機関等における消費税負担の状況を把握するための費用構造に係る推計(以下「費用構造推計」という。)を適切に実施するためには、「課税・非課税混在項目の費用の額のうち、課税費用が占める比率」を明らかにする必要がある。

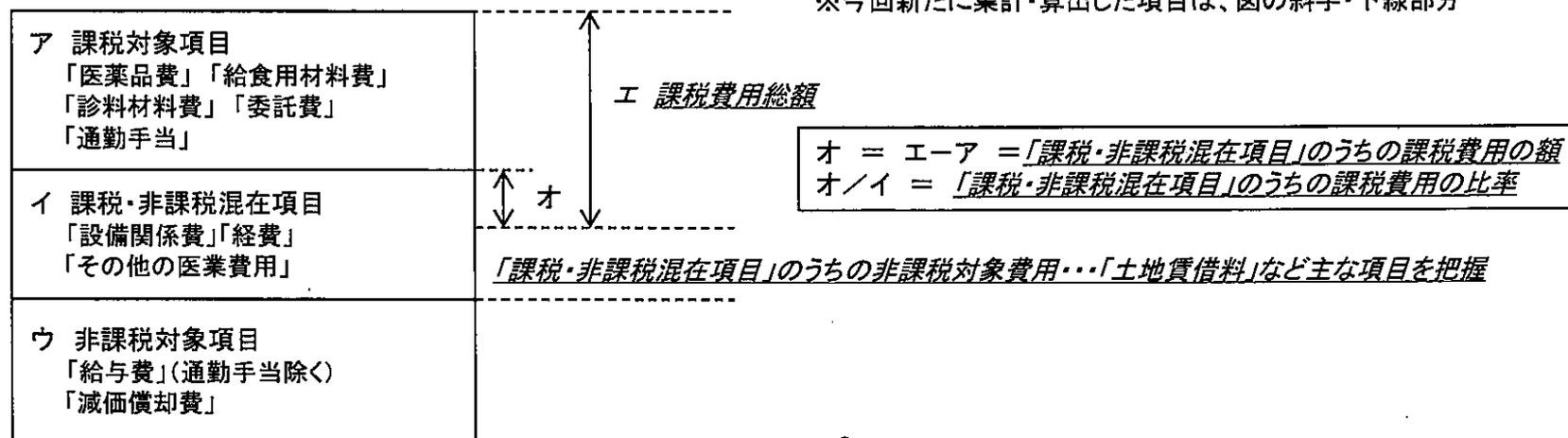
※費用構造推計を実施する上での「減価償却費」の取扱いについては、今後、「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において御議論をいただく必要があるが、ここでは今回の調査における記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税対象項目」と整理しているもの。

そこで、今回の調査では、課税費用の総額(以下の図のエ)を把握し、そこから「課税対象項目」の費用の総額(以下の図のア)を差し引くことにより、「『課税・非課税混在項目』のうちの課税費用の額」(以下の図のオ)や、「『課税・非課税混在項目』のうちの課税費用の比率」(以下の図のオ/イ)を算出している。(本別冊資料の「消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」(p4-11)参照)。

なお、この「消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」の集計データと、本体報告書における「損益状況データ」を活用して、今後、費用構造推計を実施していく必要がある。

また、「課税・非課税混在項目」のうちの非課税対象費用については、回答医療機関等の過度な負担とならない程度に詳細に把握することとされ、具体的には「医業貸倒損失」「貸倒引当金繰入額」などを把握・集計したので併せて報告するが、これら非課税対象費用は網羅的な把握となっていないため、その合計額が「課税・非課税混在項目」のうちの非課税対象費用の総額となるものではないことに留意が必要である。

<病院の費用構造のイメージ>



Ⅱ 調査の結果

(留意事項)

1. この調査における損益状況は平成25年3月末までに終了する直近の2事業年(度)の数値である。
2. この報告書の損益状況等における合計数値と内訳数値は、四捨五入の関係で合致しない場合がある。
3. 施設数が1または2の場合、当該集計区分の数値を「*」で秘匿した。

(1)消費税課税費用・非課税費用の詳細状況

(留意事項)

この集計は、平成26年4月に予定される消費税率引き上げに備え、医療機関等における消費税負担の状況を把握するための費用構造に係る推計を適切に実施するため、「『設備関係費、経費、その他の医業費用』に占める課税費用の比率」や、「『給与費』に占める『通勤手当』の比率」を明らかにすることを目的に行ったものである。(詳細は、「I 消費税関連の調査のねらい等」(p2)を参照。)

一般病院 (集計1)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 医業・介護費用	2,803,474	2,809,796	3,303,654	3,366,385	*	*	888,528	900,933
(1)医業・介護費用のうち課税費用	958,279	958,390	1,281,745	1,300,113	*	*	387,045	391,085
① 医薬品費	343,406	333,414	490,088	498,141	*	*	128,737	129,945
② 給食用材料費	20,024	20,243	30,220	29,936	*	*	7,561	7,099
③ 診療材料費・医療消耗器具備品費	201,710	200,119	295,608	295,290	*	*	56,445	59,904
④ 委託費	190,406	193,374	188,487	189,980	*	*	79,489	81,884
⑤ 通勤手当	19,856	19,974	20,552	21,074	*	*	5,406	5,345
⑥「設備関係費、経費、その他の医業費用」のうち課税分 ((1)-①-②-③-④-⑤)	182,878	191,267	256,790	265,692	*	*	109,407	106,908
(2)医業・介護費用のうち非課税費用 (1-(1))	1,845,194	1,851,406	2,021,908	2,066,272	*	*	501,483	509,848
⑦ 給与費(通勤手当除く)	1,517,074	1,539,298	1,713,136	1,759,577	*	*	449,027	457,292
⑧ 減価償却費	165,113	156,311	181,900	180,824	*	*	20,271	19,956
⑨「設備関係費、経費、その他の医業費用」のうち非課税分 ((2)-⑦-⑧)	163,007	155,797	126,871	125,871	*	*	32,185	32,600
「設備関係費、経費、その他の医業費用」に占める課税費用の比率 ((6)/(6)+⑨)	52.9	55.1	66.9	67.9	32.6	33.7	77.3	76.6
「給与費」に占める「通勤手当」の比率 ((5)/(5)+⑦)	1.3	1.3	1.2	1.2	1.9	1.6	1.2	1.2
施設数	107	107	141	141	*	*	8	8
平均病床数	182	182	197	197	*	*	74	74

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

(留意事項)

この集計は、平成26年4月に予定される消費税率引き上げに備え、医療機関等における消費税負担の状況を把握するための費用構造に係る推計を適切に実施するため、「設備関係費、経費、その他の医業費用」に占める課税費用の比率や、「給与費」に占める「通勤手当」の比率を明らかにすることを目的に行ったものである。(詳細は、「I 消費税関連の調査のねらい等」(p2)を参照。)

精神科病院(集計1)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 医業・介護費用	1,675,809	1,682,209	1,573,133	1,583,363	*	*	*	*
(1) 医業・介護費用のうち課税費用	423,232	405,316	411,669	419,337	*	*	*	*
① 医薬品費	122,906	121,227	103,762	106,371	*	*	*	*
② 給食用材料費	48,855	47,473	40,394	41,226	*	*	*	*
③ 診療材料費・医療消耗器具備品費	15,407	14,880	12,569	12,938	*	*	*	*
④ 委託費	91,372	89,980	94,424	92,258	*	*	*	*
⑤ 通勤手当	18,800	18,944	17,323	17,331	*	*	*	*
⑥ 「設備関係費、経費、その他の医業費用」のうち課税分(①-②-③-④-⑤)	125,893	112,812	143,197	149,213	*	*	*	*
(2) 医業・介護費用のうち非課税費用(1-(1))	1,252,577	1,276,893	1,161,464	1,164,026	*	*	*	*
⑦ 給与費(通勤手当除く)	1,049,129	1,070,521	997,849	1,017,420	*	*	*	*
⑧ 減価償却費	96,654	93,601	75,830	78,160	*	*	*	*
⑨ 「設備関係費、経費、その他の医業費用」のうち非課税分(②-⑦-⑧)	106,794	112,771	87,785	68,445	*	*	*	*
「設備関係費、経費、その他の医業費用」に占める課税費用の比率(⑥/⑥+⑨)	54.1	50.0	62.0	68.6	75.1	75.0	72.2	69.8
「給与費」に占める「通勤手当」の比率(⑤/⑤+⑦)	1.8	1.7	1.7	1.7	2.3	2.2	1.5	1.5
施設数	15	15	37	37	*	*	*	*
平均病床数	243	243	267	267	*	*	*	*

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

(留意事項)

この集計は、平成26年4月に予定される消費税率引き上げに備え、医療機関等における消費税負担の状況を把握するための費用構造に係る推計を適切に実施するため、「設備関係費、経費、その他の医業費用」に占める課税費用の比率や、「給与費」に占める「通勤手当」の比率を明らかにすることを目的に行ったものである。(詳細は、「I 消費税関連の調査のねらい等」(p2)を参照。)

特定機能病院、こども病院、歯科大学病院(集計1)

	特定機能病院				こども病院				歯科大学病院			
	法人				法人				法人			
	税抜		税込		税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額		金額		金額	
前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 医業・介護費用	-	-	25,553,331	26,419,658	17,999,758	18,733,290	*	*	*	*	*	*
(1) 医業・介護費用のうち課税費用	-	-	12,289,127	12,832,283	6,246,069	6,459,029	*	*	*	*	*	*
① 医薬品費	-	-	5,464,568	5,729,236	2,480,057	2,629,618	*	*	*	*	*	*
② 給食用材料費	-	-	100,206	96,320	35,192	32,903	*	*	*	*	*	*
③ 診療材料費・医療消耗器具備品費	-	-	3,261,053	3,357,830	1,771,680	1,811,982	*	*	*	*	*	*
④ 委託費	-	-	1,484,519	1,537,724	1,048,067	1,085,234	*	*	*	*	*	*
⑤ 通勤手当	-	-	124,433	127,039	90,413	96,063	*	*	*	*	*	*
⑥ 「設備関係費、経費、その他の医業費用」のうち課税分 ((1)-①-②-③-④-⑤)	-	-	1,854,348	1,984,134	820,659	803,229	*	*	*	*	*	*
(2) 医業・介護費用のうち非課税費用 (1-(1))	-	-	13,264,204	13,587,375	11,753,690	12,274,261	*	*	*	*	*	*
⑦ 給与費(通勤手当除く)	-	-	10,624,484	10,959,442	9,258,970	9,711,929	*	*	*	*	*	*
⑧ 減価償却費	-	-	2,207,426	2,280,818	1,481,302	1,435,181	*	*	*	*	*	*
⑨ 「設備関係費、経費、その他の医業費用」のうち非課税分 ((2)-⑦-⑧)	-	-	432,294	347,116	1,013,417	1,127,151	*	*	*	*	*	*
「設備関係費、経費、その他の医業費用」に占める課税費用の比率 (⑥ / ⑥+⑨)	%	%	81.1	85.1	44.7	41.6	69.4	66.7	76.6	76.0	74.2	74.0
「給与費」に占める「通勤手当」の比率 (⑤ / ⑤+⑦)	-	-	1.2	1.1	1.0	1.0	0.2	0.2	2.8	2.6	1.9	1.8
施設数	0	0	34	34	4	4	*	*	*	*	*	*
平均病床数	0	0	877	877	619	619	*	*	*	*	*	*

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

(留意事項)

この集計は、平成26年4月に予定される消費税率引き上げに備え、医療機関等における消費税負担の状況を把握するための費用構造に係る推計を適切に実施するため、「『その他の医療・介護費用』に占める課税費用の比率」や、「『給与費』に占める『通勤手当』の比率」を明らかにすることを目的に行ったものである。(詳細は、「I 消費税関連の調査のねらい等」(p2)を参照。)

一般診療所(入院収益あり) (集計2)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 医療・介護費用	475,796	491,369	314,427	320,304	*	*	142,487	141,991
(1)医療・介護費用のうち課税費用	182,242	187,311	114,995	117,195	*	*	53,946	54,856
① 医薬品費	35,110	35,162	38,701	40,530	*	*	17,512	17,820
② 材料費	20,764	19,658	15,226	14,296	*	*	5,472	5,502
③ 委託費	22,346	22,770	17,297	17,119	*	*	6,779	7,378
④ 通勤手当	2,597	2,528	1,843	1,894	*	*	1,354	1,291
⑤「その他の医療・介護費用」のうち課税分 ((1)-①-②-③-④)	101,425	107,193	41,929	43,356	*	*	22,829	22,864
(2)医療・介護費用のうち非課税費用 (1-(1))	293,554	304,058	199,432	203,109	*	*	88,540	87,136
⑥ 給与費(通勤手当除く)	213,748	220,391	164,425	168,571	*	*	63,861	64,635
⑦ 減価償却費	14,395	19,335	10,431	10,696	*	*	8,486	7,759
⑧「その他の医療・介護費用」のうち非課税分 ((2)-⑥-⑦)	65,411	64,332	24,576	23,842	*	*	16,193	14,742
「その他の医療・介護費用」に占める 課税費用の比率 (⑤ / ⑤+⑧)	60.8	62.5	63.0	64.5	80.4	84.8	58.5	60.8
「給与費」に占める「通勤手当」の比率 (④ / ④+⑥)	1.2	1.1	1.1	1.1	0.4	0.4	2.1	2.0
施設数	7	7	38	38	*	*	10	10

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

(留意事項)

この集計は、平成26年4月に予定される消費税率引き上げに備え、医療機関等における消費税負担の状況を把握するための費用構造に係る推計を適切に実施するため、「『その他の医業・介護費用』に占める課税費用の比率」や、「『給与費』に占める『通勤手当』の比率」を明らかにすることを目的に行ったものである。(詳細は、「I 消費税関連の調査のねらい等」(p2)を参照。)

一般診療所(入院収益なし) (集計2)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 医業・介護費用	154,038	158,792	134,813	134,684	60,491	59,724	59,032	59,612
(1) 医業・介護費用のうち課税費用	48,776	50,678	46,731	47,366	25,459	25,070	30,852	30,745
① 医薬品費	21,731	22,195	19,157	19,426	12,351	12,824	15,239	14,807
② 材料費	2,805	3,010	2,511	2,546	1,942	1,878	1,529	1,673
③ 委託費	5,445	6,175	5,230	5,156	2,999	2,915	2,670	2,712
④ 通勤手当	875	875	726	745	361	375	402	405
⑤ 「その他の医業・介護費用」のうち課税分 ((1)-①-②-③-④)	17,919	18,422	19,106	19,493	7,806	7,078	11,012	11,148
(2) 医業・介護費用のうち非課税費用 (1-(1))	105,262	108,114	88,082	87,317	35,031	34,654	28,180	28,867
⑥ 給与費(通勤手当除く)	83,435	86,271	72,431	73,127	22,031	21,727	19,963	20,641
⑦ 減価償却費	5,634	6,101	4,883	4,955	4,522	4,054	3,593	3,619
⑧ 「その他の医業・介護費用」のうち非課税分 ((2)-⑥-⑦)	16,193	15,742	10,768	9,235	8,478	8,873	4,624	4,607
「その他の医業・介護費用」に占める 課税費用の比率 (⑤ / ⑤+⑧)	52.5	53.9	64.0	67.9	47.9	44.4	70.4	70.8
「給与費」に占める「通勤手当」の比率 (④ / ④+⑥)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.6	1.7	2.0	1.9
施設数	24	24	355	355	15	15	277	277

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

(留意事項)

この集計は、平成26年4月に予定される消費税率引き上げに備え、医療機関等における消費税負担の状況を把握するための費用構造に係る推計を適切に実施するため、「『その他の医療・介護費用』に占める課税費用の比率」や、「『給与費』に占める『通勤手当』の比率」を明らかにすることを目的に行ったものである。(詳細は、「I 消費税関連の調査のねらい等」(p2)を参照。)

一般診療所(全体) (集計2)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 医療・介護費用	226,693	233,890	152,180	152,632	60,160	59,146	61,939	62,483
(1)医療・介護費用のうち課税費用	78,913	81,531	53,331	54,118	25,067	24,605	31,657	31,585
① 医薬品費	24,752	25,123	21,047	21,466	12,169	12,483	15,318	14,912
② 材料費	6,860	6,769	3,741	3,683	1,899	1,828	1,666	1,806
③ 委託費	9,261	9,923	6,397	6,313	2,893	2,844	2,813	2,875
④ 通勤手当	1,264	1,248	834	856	346	359	435	436
⑤「その他の医療・介護費用」のうち課税分 ((1)-①-②-③-④)	36,775	38,467	21,313	21,801	7,760	7,091	11,424	11,556
(2)医療・介護費用のうち非課税費用 (1-(1))	147,780	152,359	98,848	98,513	35,093	34,542	30,283	30,898
⑥ 給与費(通勤手当除く)	112,861	116,556	81,326	82,356	22,717	22,256	21,492	22,174
⑦ 減価償却費	7,613	9,089	5,419	5,510	4,320	3,886	3,764	3,763
⑧「その他の医療・介護費用」のうち非課税分 ((2)-⑥-⑦)	27,306	26,714	12,103	10,648	8,056	8,400	5,027	4,960
「その他の医療・介護費用」に占める 課税費用の比率 (⑤ / ⑤+⑧)	57.4	59.0	63.8	67.2	49.1	45.8	69.4	70.0
「給与費」に占める「通勤手当」の比率 (④ / ④+⑥)	1.1	1.1	1.0	1.0	1.5	1.6	2.0	1.9
施設数	31	31	393	393	16	16	287	287

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

(留意事項)

この集計は、平成26年4月に予定される消費税率引き上げに備え、医療機関等における消費税負担の状況を把握するための費用構造に係る推計を適切に実施するため、「『その他の医業費用』に占める課税費用の比率」や、「『給与費』に占める『通勤手当』の比率」を明らかにすることを目的に行ったものである。(詳細は、「I 消費税関連の調査のねらい等」(p2)を参照。)

歯科診療所(全体) (集計2)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 医業・介護費用	*	*	78,705	79,145	59,113	59,564	33,075	33,235
(1) 医業・介護費用のうち課税費用	*	*	27,934	27,245	28,305	29,146	15,255	15,227
① 医薬品費	*	*	1,068	976	574	617	528	495
② 歯科材料費	*	*	7,027	6,600	3,845	4,042	3,302	3,245
③ 委託費	*	*	5,512	5,103	6,039	5,651	3,820	3,774
④ 通勤手当	*	*	634	627	599	541	297	308
⑤ 「その他の医業費用」のうち課税分 ((1)-①-②-③-④)	*	*	13,693	13,941	17,247	18,296	7,309	7,405
(2) 医業・介護費用のうち非課税費用 (1-(1))	*	*	50,771	51,900	30,808	30,417	17,819	18,008
⑥ 給与費(通勤手当除く)	*	*	42,736	43,444	22,083	22,290	12,305	12,583
⑦ 減価償却費	*	*	3,090	3,484	2,685	2,726	2,540	2,437
⑧ 「その他の医業費用」のうち非課税分 ((2)-⑥-⑦)	*	*	4,946	4,973	6,041	5,401	2,975	2,987
「その他の医業費用」に占める 課税費用の比率 (⑤ / ⑤+⑧)	65.6	72.8	73.5	73.7	74.1	77.2	71.1	71.3
「給与費」に占める「通勤手当」の比率 (④ / ④+⑥)	0.1	0.2	1.5	1.4	2.6	2.4	2.4	2.4
施設数	*	*	34	34	12	12	168	168
平均ユニット数	*	*	5	5	5	5	3	3

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

(留意事項)

この集計は、平成26年4月に予定される消費税率引き上げに備え、医療機関等における消費税負担の状況を把握するための費用構造に係る推計を適切に実施するため、「『その他の経費』に占める課税費用の比率」や、「『給与費』に占める『通勤手当』の比率」を明らかにすることを目的に行ったものである。(詳細は、「I 消費税関連の調査のねらい等」(p2)を参照。)

保険薬局(全体) (集計1)

	法人				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 費用	161,059	163,601	153,262	158,670	*	*	94,933	96,278
(1)費用のうち課税費用	125,448	127,465	115,517	119,744	*	*	77,832	78,839
①医薬品等費	114,451	116,673	106,203	110,441	*	*	72,824	73,823
②委託費	164	147	706	686	*	*	67	65
③通勤手当	505	536	467	470	*	*	226	214
④「その他の経費」のうち課税分 ((1)-①-②-③)	10,329	10,109	8,141	8,147	*	*	4,715	4,736
(2)費用のうち非課税費用 (1-(1))	35,610	36,135	37,745	38,926	*	*	17,100	17,439
⑤給与費(通勤手当除く)	25,653	26,069	30,076	30,988	*	*	11,764	12,232
⑥減価償却費	1,733	1,704	1,682	1,831	*	*	1,061	1,099
⑦「その他の経費」のうち非課税分 ((2)-⑤-⑥)	8,224	8,362	5,987	6,106	*	*	4,276	4,108
「その他の経費」に占める課税費用の比率 (④ / ④+⑦)	55.7	54.7	57.6	57.2	78.5	80.4	52.4	53.6
「給与費」に占める「通勤手当」の比率 (③ / ③+⑤)	1.9	2.0	1.5	1.5	0.3	0.3	1.9	1.7
施設数	44	44	249	249	*	*	27	27
処方せん枚数	17,988	17,988	19,100	19,100	*	*	14,613	14,613

(注)「減価償却費」については、記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税費用」と整理しているもの。

(参考1) 消費税非課税費用の詳細状況

(留意事項)

この集計表は、「(1)消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」表中の(2)⑨「『設備関係費、経費、その他の医業費用』のうち非課税分」について、そこに含まれる各非課税費用の額を集計したものである。ただし、これらの非課税費用は網羅的な把握となっていないため、その額の合計は「『設備関係費、経費、その他の医業費用』のうち非課税分」の額と一致しない。

一般病院 (集計1)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 「設備関係費、経費、その他の医業費用」のうち非課税分	163,007	155,797	126,871	125,871	*	*	32,185	32,600
うち 土地賃借料	10,637	10,563	11,528	11,462	*	*	4,697	4,765
うち 福利厚生費のうち非課税分	3,745	4,097	3,659	3,831	*	*	408	860
うち 医業貸倒損失	567	272	1,392	658	*	*	24	16
うち 貸倒引当金繰入額	600	419	1,380	1,514	*	*	4,863	4,711
うち 租税公課	16,011	15,271	11,123	12,614	*	*	7,634	7,035
うち 損害保険料	6,030	6,115	7,331	7,222	*	*	1,793	1,934
うち 寄付金	3,193	1,600	1,577	2,055	*	*	0	0
うち 研究・研修費のうち非課税分	803	696	2,835	3,140	*	*	15	29
うち 本部費配賦額のうち非課税分	7,264	6,731	10,526	10,384	*	*	0	0
施設数	107	107	141	141	*	*	8	8
平均病床数	182	182	197	197	*	*	74	74

(留意事項)

この集計表は、「(1)消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」表中の(2)⑨「『設備関係費、経費、その他の医業費用』のうち非課税分」について、そこに含まれる各非課税費用の額を集計したものである。ただし、これらの非課税費用は網羅的な把握となっていないため、その額の合計は「『設備関係費、経費、その他の医業費用』のうち非課税分」の額と一致しない。

精神科病院(集計1)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 「設備関係費、経費、その他の医業費用」のうち非課税分	106,794	112,771	87,785	68,445	*	*	*	*
うち 土地賃借料	12,453	16,935	14,579	14,407	*	*	*	*
うち 福利厚生費のうち非課税分	5,163	5,227	4,400	4,409	*	*	*	*
うち 医業貸倒損失	198	109	51	282	*	*	*	*
うち 貸倒引当金繰入額	476	442	464	639	*	*	*	*
うち 租税公課	18,370	19,232	15,786	15,615	*	*	*	*
うち 損害保険料	2,199	2,793	3,136	3,032	*	*	*	*
うち 寄付金	1,712	731	419	757	*	*	*	*
うち 研究・研修費のうち非課税分	635	654	298	325	*	*	*	*
うち 本部費配賦額のうち非課税分	9,760	8,485	3,933	4,413	*	*	*	*
施設数	15	15	37	37	*	*	*	*
平均病床数	243	243	267	267	*	*	*	*

(留意事項)

この集計表は、「(1)消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」表中の(2)⑨「『設備関係費、経費、その他の医業費用』のうち非課税分」について、そこに含まれる各非課税費用の額を集計したものである。ただし、これらの非課税費用は網羅的な把握となっていないため、その額の合計は「『設備関係費、経費、その他の医業費用』のうち非課税分」の額と一致しない。

特定機能病院、こども病院、歯科大学病院(集計1)

	特定機能病院				こども病院				歯科大学病院			
	法人				法人				法人			
	税抜		税込		税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 「設備関係費、経費、その他の医業費用」のうち非課税分	-	-	432,294	347,116	1,013,417	1,127,151	*	*	*	*	*	*
うち 土地賃借料	-	-	2,776	2,873	2,690	1,957	*	*	*	*	*	*
うち 福利厚生費のうち非課税分	-	-	16,956	17,423	1,597	228	*	*	*	*	*	*
うち 医業貸倒損失	-	-	1,861	1,357	0	2	*	*	*	*	*	*
うち 貸倒引当金繰入額	-	-	18,058	16,945	557	1,116	*	*	*	*	*	*
うち 租税公課	-	-	21,038	18,900	151,423	157,349	*	*	*	*	*	*
うち 損害保険料	-	-	48,689	49,233	40,696	41,850	*	*	*	*	*	*
うち 寄付金	-	-	21,370	20,726	0	0	*	*	*	*	*	*
うち 研究・研修費のうち非課税分	-	-	5,250	5,998	246	362	*	*	*	*	*	*
うち 本部費配賦額のうち非課税分	-	-	15,961	17,227	20,783	9,827	*	*	*	*	*	*
施設数	0	0	34	34	4	4	*	*	*	*	*	*
平均病床数	0	0	877	877	619	619	*	*	*	*	*	*

(留意事項)

この集計表は、「(1)消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」表中の(2)⑧「『その他の医業・介護費用』のうち非課税分」について、そこに含まれる各非課税費用の額を集計したものである。ただし、これらの非課税費用は網羅的な把握となっていないため、その額の合計は「『その他の医業・介護費用』のうち非課税分」の額と一致しない。

一般診療所(入院収益あり) (集計2)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1「その他の医業・介護費用」のうち非課税分	65,411	64,332	24,576	23,842	*	*	16,193	14,742
うち 土地賃借料	4,086	3,981	2,792	2,801	*	*	585	585
うち 福利厚生費のうち非課税分	287	297	937	950	*	*	533	463
うち 医業貸倒損失	0	10	93	15	*	*	0	1
うち 貸倒引当金繰入額	55	95	219	233	*	*	725	672
うち 租税公課	2,332	2,201	2,491	2,566	*	*	2,777	2,754
うち 損害保険料	7,540	7,759	4,878	4,914	*	*	2,071	2,038
うち 寄付金	273	320	203	265	*	*	4	13
うち 研究・研修費のうち非課税分	0	0	3	34	*	*	0	0
うち 本部費配賦額のうち非課税分	0	0	76	38	*	*	0	0
うち 支払利息	3,547	6,174	1,277	1,097	*	*	1,967	1,691
施設数	7	7	38	38	*	*	10	10

(留意事項)

この集計表は、「(1)消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」表中の(2)⑥「『その他の医業・介護費用』のうち非課税分」について、そこに含まれる各非課税費用の額を集計したものである。ただし、これらの非課税費用は網羅的な把握となっていないため、その額の合計は「『その他の医業・介護費用』のうち非課税分」の額と一致しない。

一般診療所(入院収益なし)(集計2)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1「その他の医業・介護費用」のうち非課税分	16,193	15,742	10,768	9,235	8,478	8,873	4,624	4,607
うち 土地賃借料	515	467	1,219	1,268	751	752	409	384
うち 福利厚生費のうち非課税分	166	169	421	414	187	204	136	141
うち 医業貸倒損失	1	0	0	2	17	13	1	2
うち 貸倒引当金繰入額	45	39	47	45	406	405	272	281
うち 租税公課	619	775	875	885	854	910	774	787
うち 損害保険料	1,070	1,339	1,049	1,037	187	159	236	245
うち 寄付金	26	20	465	80	38	97	12	7
うち 研究・研修費のうち非課税分	13	14	22	17	81	69	20	20
うち 本部費配賦額のうち非課税分	1,254	1,367	46	47	53	57	10	13
うち 支払利息	446	357	310	284	176	112	498	437
施設数	24	24	355	355	15	15	277	277

(留意事項)

この集計表は、「(1)消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」表中の(2)⑥「『その他の医業・介護費用』のうち非課税分」について、そこに含まれる各非課税費用の額を集計したものである。ただし、これらの非課税費用は網羅的な把握となっていないため、その額の合計は「『その他の医業・介護費用』のうち非課税分」の額と一致しない。

一般診療所(全体) (集計2)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1「その他の医業・介護費用」のうち非課税分	27,306	26,714	12,103	10,648	8,056	8,400	5,027	4,960
うち 土地賃借料	1,321	1,261	1,371	1,416	704	705	415	391
うち 福利厚生費のうち非課税分	193	198	471	466	175	191	150	152
うち 医業貸倒損失	0	2	9	3	16	12	1	2
うち 貸倒引当金繰入額	48	52	64	63	380	380	288	295
うち 租税公課	1,006	1,097	1,031	1,047	834	885	844	855
うち 損害保険料	2,531	2,788	1,419	1,412	176	151	300	308
うち 寄付金	82	88	440	98	36	91	12	7
うち 研究・研修費のうち非課税分	10	11	20	18	76	65	19	20
うち 本部費配賦額のうち非課税分	971	1,058	49	46	50	53	10	13
うち 支払利息	1,146	1,671	403	363	165	105	549	480
施設数	31	31	393	393	16	16	287	287

(留意事項)

この集計表は、「(1)消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」表中の(2)⑧「『その他の医業費用』のうち非課税分」について、そこに含まれる各非課税費用の額を集計したものである。ただし、これらの非課税費用は網羅的な把握となっていないため、その額の合計は「『その他の医業費用』のうち非課税分」の額と一致しない。

歯科診療所(全体) (集計2)

	法人・その他(個人以外)				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1「その他の医業費用」のうち非課税分	*	*	4,946	4,973	6,041	5,401	2,975	2,987
うち 土地賃借料	*	*	581	571	620	603	284	270
うち 福利厚生費のうち非課税分	*	*	138	203	17	18	65	94
うち 医業貸倒損失	*	*	5	1	0	95	6	7
うち 貸倒引当金繰入額	*	*	31	24	363	334	116	111
うち 租税公課	*	*	835	843	985	935	431	413
うち 損害保険料	*	*	525	511	182	180	151	157
うち 寄付金	*	*	20	42	1	1	9	5
うち 研究・研修費のうち非課税分	*	*	28	49	34	45	5	7
うち 本部費配賦額のうち非課税分	*	*	0	0	0	0	160	137
うち 支払利息	*	*	335	330	730	595	304	277
施設数	*	*	34	34	12	12	168	168
平均ユニット数	*	*	5	5	5	5	3	3

(留意事項)

この集計表は、「(1)消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」表中の(2)⑦「『その他の経費』のうち非課税分」について、そこに含まれる各非課税費用の額を集計したものである。ただし、これらの非課税費用は網羅的な把握となっていないため、その額の合計は「『その他の経費』のうち非課税分」の額と一致しない。

保険薬局(全体) (集計2)

	法人				個人			
	税抜		税込		税抜		税込	
	金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1「その他の経費」のうち非課税分	8,224	8,362	5,987	6,106	*	*	4,276	4,108
うち 土地賃借料	415	454	733	712	*	*	577	579
うち 福利厚生費のうち非課税分	146	199	203	197	*	*	204	222
うち 医薬貸倒損失	2	1	2	2	*	*	10	8
うち 貸倒引当金繰入額	18	20	83	71	*	*	274	275
うち 租税公課	1,068	1,015	566	558	*	*	226	232
うち 損害保険料	207	239	425	432	*	*	162	192
うち 寄付金	7	6	31	15	*	*	21	7
うち 研究・研修費のうち非課税分	21	22	4	5	*	*	18	19
うち 本部費配賦額のうち非課税分	1,587	1,488	135	165	*	*	0	0
うち 利子割引料	279	294	231	227	*	*	67	78
施設数	44	44	249	249	*	*	27	27
処方せん枚数	17,988	17,988	19,100	19,100	*	*	14,613	14,613

(参考2) 税抜経理方式において税法上損金に算入されている控除対象外消費税の状況

(留意事項)

この項目については、既存の財務諸表等を参照して容易に回答が可能と考えられたために、「税抜経理方式」を採用している施設に限って 回答をお願いしたものであるが、施設類型によっては集計対象施設が非常に限定的であること、課税対象項目ごとの費用負担額が把握できないことを踏まえれば、この集計結果の取扱いは参考値的なものにとどまるべきと考えられる。

病院 (集計1)

(1施設当たり費用)

	一般病院		精神科病院		特定機能病院		こども病院		歯科大学病院	
	金額		金額		金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
I 控除対象外消費税	千円 73,761	千円 74,517	千円 18,783	千円 17,566	千円 *	千円 *	千円 156,607	千円 200,962	千円 -	千円 -
(参考) 医業・介護収益(非課税分)に対する比率										
II 医業・介護収益(非課税分)	3,702,586	3,763,691	1,576,696	1,579,215	*	*	11,292,027	11,601,349	-	-
III I ÷ II	2.0%	2.0%	1.2%	1.1%			1.4%	1.7%	-	-
施設数	272	272	33	33	*	*	10	10	0	0
平均病床数	220	220	256	256	*	*	468	468	0	0

(注) 医業・介護収益(非課税分)は、医業収益のうち保険診療収益並びに公署等診療収益及び介護収益のうち施設サービス収益並びに居宅サービス収益としているが、施設サービス収益、居宅サービス収益の中には、特別な療養室料などの課税収益が一部含まれている可能性がある。(以下同様)

一般診療所(全体) (集計2)

(1施設当たり収益・費用)

	入院診療収益あり		入院診療収益なし		全体	
	金額		金額		金額	
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)
I 控除対象外消費税	千円 7,142	千円 7,048	千円 1,869	千円 1,814	千円 2,782	千円 2,719
(参考) 医業・介護収益(非課税分)に対する比率						
II 医業・介護収益(非課税分)	255,001	259,452	136,569	143,858	157,067	163,865
III I ÷ II	2.8%	2.7%	1.4%	1.3%	1.8%	1.7%
施設数	9	9	43	43	52	52

歯科診療所 (集計2)

(1施設当たり収益・費用)

	全体	
	金額	
	前々年(度)	前年(度)
I 控除対象外消費税	千円 742	千円 780
(参考) 医業・介護収益(非課税分)に対する比率		
II 医業・介護収益(非課税分)	58,267	60,806
III I ÷ II	1.3%	1.3%
施設数	10	10
平均ユニット数	7	7

保険薬局 (集計2)

(1施設当たり収益・費用)

	全体	
	金額	
	前々年(度)	前年(度)
I 控除対象外消費税	千円 5,885	千円 5,982
(参考) 医業・介護収益(非課税分)に対する比率		
II 医業・介護収益(非課税分)	202,406	207,482
III I ÷ II	2.9%	2.9%
施設数	128	128
処方せん枚数	21,368	21,368

(2) 消費税及び地方消費税の経理方式の選択状況

	有効回答 施設数 ①	税抜経理方式 施設数 ②	構成比率 (②/①)	税込経理方式 施設数 ③	構成比率 (③/①)
病院	1,429	588	41.1%	808	56.5%
一般診療所	1,715	135	7.9%	1,573	91.7%
歯科診療所	645	67	10.4%	574	89.0%
保険薬局	915	207	22.6%	696	76.1%
特定機能病院	75	3	4.0%	72	96.0%
歯科大学病院	13	1	7.7%	12	92.3%
こども病院	20	11	55.0%	9	45.0%

(注)経理方式について未回答の施設があるため、②と③の合計が①と一致しない場合がある。

「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における 議論の中間整理

平成 25 年 9 月 25 日

当分科会では、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号。以下「法」という。）」第 7 条第 1 号トの規定に基づき、医療機関等の仕入れに係る消費税負担について、主に、消費税率 8% への引上げが予定されている平成 26 年 4 月に向けた、診療報酬制度等における対応等に関する検討を行ってきた。

これまでの 8 回にわたる議論を踏まえ、消費税率 8% への引上げ時の対応としては、原則として以下のとおりとする。ただし、意見が一致していない部分等については、今後議論が必要である。

1. 診療報酬とは別建ての高額投資対応について

- 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担については、法第 7 条第 1 号トにおいて、「新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討」することとされている。このため、「医療機関等の設備投資に関する調査」を行うとともに、平成 26 年 4 月の消費税率 8% への引上げ時に、診療報酬とは別建ての高額投資対応を行うこと（例えば、高額投資対応に必要な財源をプールして基金を造成し、医療機関等からの申請に基づいて、審査・支給する仕組みを創設すること）について検討を行った。
- 診療側委員からは、
 - ・ 診療報酬による対応は補填部分が不明確となり限界があるため、消費税率 10% への引上げ時には税制上の抜本的な対応が必要であり、8% への引上げ時点においては、複雑な対応をすべきではない、
 - ・ 高額投資対応の財源を診療報酬改定の財源に求めるのであれば、高額投資を行った医療機関に対して、高額な投資を行っていない医療機関が負担することになるため、別の意味の不公平感が生じる、という意見など、診療報酬とは別建ての高額投資対応を行うことに対する反対意見が多数述べられた。

- 支払側委員からも、
 - ・ 医療機関が独自の経営判断で行う設備投資に対して、患者や保険者が事後的に補填することは理屈に合わず、加入者、事業者の理解を得るのが困難、
 - ・ 今回の引上げ分のみ対応することとすると、不公平感が完全には解消しないのに、システム改修等に膨大なコストがかかるため、効果がコストに見合わない、などの意見が述べられた。

- また、「医療機関等の設備投資に関する調査」の結果等によれば、医療機関等の投資実績に応じた償還に必要な財源規模を正確に見込むことは困難と考えられる。（詳細は別紙「医療機関等の設備投資に関する調査（結果の概要）」参照）

- 以上のとおり、診療側委員、支払側委員の意見が一致したことから、消費税率の8%引上げ時には、診療報酬とは別建ての高額投資対応は実施せず、診療報酬改定（調剤報酬改定を含む。以下同じ。）により対応することとする。

2. 診療報酬による対応について

- 消費税率8%への引上げ時の診療報酬改定については、改定項目の詳細や具体的な引上げ幅は、今後、内閣により決定される消費税対応分の改定率を踏まえて、中医協総会で検討すべき事項である。このため、当分科会では、消費税引上げに伴う改定財源及びその配分方法に関する基本的な考え方について議論を行った。

(1) 本体報酬

① 上乗せの対象項目について

- 報酬上乗せを行う報酬項目等については、透明性・公平性の観点から、基本診療料・調剤基本料への上乗せで対応すべきとの意見に加え、高額な投資に一定の配慮をする観点から、基本診療料・調剤基本料への上乗せに「個別項目」への上乗せも組み合わせるべきとの意見もあった。以上より、医療経済実態調査の結果等を踏まえ、基本診療料・調剤基本料への上乗せによる対応を中心としつつ、「個別項目」への上乗せを組み合わせる形で対応することを基本とする。

(参考：事務局から提示された案)

【本体報酬への上乗せ方法】

案1：基本診療料・調剤基本料に消費税対応分を上乗せ

案2：消費税負担が大きいと考えられる点数項目に代表させて、消費税対応分を上乗せ
(個別項目)

案3：1点単価に消費税対応分を上乗せ

- また、基本診療料・調剤基本料へ上乗せする場合の上乗せ方法については、基本的に以下のとおりとする。
 - ① 医科診療報酬では、
 - ア 診療所については、初・再診料及び有床診療所入院基本料に上乗せする。
 - イ 病院については、診療所と初・再診料の点数を変えないようにするため、診療所に乗せた点数と同じ点数を初・再診料（外来診療料を含む。）に上乗せし、余った財源を入院料等に上乗せする。
 - ② 歯科診療報酬では、初・再診料に上乗せする。
 - ③ 調剤報酬は、調剤基本料に上乗せする。

②消費税引上げに伴う改定財源の配分の考え方について

○ 消費税引上げに伴う本体報酬に係る改定財源の配分については、以下の算式で得られる数値により財源を按分することを基本とする。

①医科、歯科、調剤間での財源配分

〈医科、歯科、調剤ごとの医療費シェア〉 × 〈医科、歯科、調剤ごとの課税経費率〉

②病院、診療所間での財源配分

〈病院、診療所ごとの医療費シェア〉 × 〈病院、診療所ごとの課税経費率〉

③入院料間での財源配分

〈各入院料ごとの医療費シェア〉 × 〈各入院料ごとの課税経費率〉

※課税経費率：医療経済実態調査等より算出した、当該分類ごとの費用と損益差額の合計額に占める課税仕入れ（原則として、医薬品、特定保険医療材料に係るものを除く）の割合

○ なお、上記③の入院料間の財源配分を行う際は、

- ・ 救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料などの特定入院料については、医療経済実態調査から当該入院料ごとの課税経費率が把握できないため、当該入院料を算定している病院が最も多く算定している入院基本料（一般病棟7対1入院基本料など）と同じ課税経費率であるとみなす等の工夫が必要であること、
- ・ 本体報酬に薬価、特定保険医療材料価格が包括されている入院料（DPC 制度における診療報酬の包括評価部分を含む。）については、医薬品、特定保険医療材料に係る仕入れを含めた課税仕入れ割合を課税経費率として計算する必要があること

に留意が必要である。

(2) 薬価、特定保険医療材料価格

①改定方式について

- 薬価、特定保険医療材料価格については、現行上、市場実勢価格に消費税率を上乗せする仕組みとしていることから、消費税率8%への引上げ時にも同様の対応をすることを基本とする。

改定後価格＝

販売価格の加重平均値（消費税抜きの市場実勢価格×108%）＋（現行価格×調整幅）

②薬価、特定保険医療材料価格に係る消費税対応分の表示方法について

- 医療関係者や患者にとって、薬価や特定保険医療材料価格に消費税対応分が上乗せされていることが理解しづらいため、消費税対応分についての表示をすべきであるが、いわゆる「調整幅」があるため、単純に価格に税率を乗じたものが消費税対応分となるわけではなく、正確な金額を明細書等に表示しようとするると複雑な表記をするためのシステム改修が必要となり、患者にとっても理解が難しいといった問題がある。
- このため、消費税対応分が薬価、特定保険医療材料価格に上乗せされている旨の表示を簡略な方法で行うことを基本とする。（具体的な表示方法については引き続き検討する。）

（参考：事務局から提示された案）

【薬価、特定保険医療材料価格等に係る消費税対応分の表示方法】

案1：薬価、特定保険医療材料価格について、消費税対応分を告示等で区分して表示

案2：案1に加えて、医療機関等が発行する患者への明細書、薬剤情報提供文書等において当該患者の薬剤又は保険医療材料の「薬価及びそのうちの消費税対応分」「特定保険医療材料及びそのうちの消費税対応分」を表示

(3) 財源について

- 当分科会において、過去の消費税対応を中心に議論を行ったところ、消費税が導入・引上げされた平成元年、9年における対応については、例えば、診療側委員からは、
 - ・ 本体報酬に係る改定財源の計算式において、「消費者物価への影響」の率を乗じていることなど財源規模の考え方に問題があり、これまでの診療報酬による補填額を上回る控除対象外消費税が発生しているという意見があった一方、支払側委員からは、
 - ・ 控除対象外消費税については、これまでの診療報酬改定の中で全体として手当されているという意見があった。
- 今回の消費税引上げ時の対応については、診療側委員から、病院、診療所、歯科、調剤ごとに、課税経費率を基に消費税負担額を算出し積み上げた額と、既存の手当分との差額を手当てすべきであり、具体的な負担額について、今後議論すべきとの意見があった。

(参考：平成9年の計算式)

①薬価基準分 (薬剤費の割合) × (105/103-1)

②特定保険医療材料 (特定保険医療材料の割合) × (105/103-1)

③診療報酬本体分

{100 - (人件費の割合) - (薬剤費の割合) - (特定保険医療材料の割合)
- (非課税品目の割合)} × 1.5/100 (消費者物価への影響)

※「消費者物価への影響」の1.5/100という数字は、平成9年の消費税引上げ時に、経済企画庁が消費税率引上げが国内物価に与える影響として試算した数値に基づいている。

- いずれにせよ、今回の消費税引上げ時の対応については、現在実施中の医療経済実態調査の結果等により適切に医療機関等の課税経費率を把握した上で、今回の消費税率引上げによる消費税負担の増加分に対して適切に手当がなされるよう、内閣において、適切にその財源規模を決定すべきである。

以上

消費税率8%引き上げ時の改定における消費税対応の計算方法について(補遺)

－「消費者物価への影響」を用いることの問題点－

平成25年11月14日

公益社団法人 日本医師会

平成25年8月2日の当分科会に本会より提出した「平成元年及び平成9年4月改定時における消費税対応の計算方法の疑問点」(次頁 資料1)において、

疑問点2. 消費税がかかる仕入れに乗ずる係数として、「消費税率」ではなく、

「消費者物価への影響」を用いている点

として指摘を行ったが、その後、平成25年9月25日の中医協総会にて厚生労働省より報告された「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の中間整理(次頁 資料2)に、(参考:平成9年の計算式)が掲載された。

このままでは、今回改定においても同様の計算式が用いられる懸念があることにより、改めて以下の意見を申し述べる。

今回改定での診療報酬本体の改定率の計算式においては、従来用いられてきた「消費者物価への影響」を用いるべきではなく、それに替えて「消費税率」を用いるべきである。

この「消費者物価への影響」に関する問題が、修正されることなく今日に至っていることが、医療機関の消費税負担において「マクロ的な補てん不足」が必然的に生じる原因であると認識している。

そして、この問題は、純粋に技術的な問題であるので、当分科会において、結論を出していただくべき課題であると考えている。

資料1 第7回診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担に関する分科会提出資料

「今村委員提出資料 H25.8.2」4ページ

疑問点2

消費税がかかる仕入れに乗ずる係数として、「消費税率」ではなく、「消費者物価への影響」を用いている点

1. 当分科会における説明 課税仕入れに乗ずる係数として、消費税率ではなく、予想値である「消費者物価への影響」を用いた理由について、①非課税取引の存在、②免税事業者の存在、③物品税廃止の影響(平成元年)の3点が説明された。

2. 上記の対応への疑問

- ① 非課税取引については、すでに課税仕入れに絞り込んだ金額に乗じる係数であることから、ここで改めて非課税取引を考慮して二重に差し引くことは不適切。
- ② 免税事業者からの仕入れについては、医療機関における「免税事業者からの課税仕入れ」は僅少と考えられる(注1)。
- ③ 物品税廃止の医療機関への影響(平成元年)については、医療機関の仕入れ内容からみて、消費者への影響に比べて極めて限定的(注2)。

3. 次期対応への意見

今後は「消費者物価への影響」ではなく「消費税率」を用いるべき。

(注1) 平成23年度第24回税制調査会の参考資料(財務省提出)において、免税事業者の課税売上高は、課税売上高全体の1.7%と推計されている。医療機関が免税事業者から購入する割合は、一般消費者に比べ、低いと考えられる。

(注2) 物品税の課税対象は、宝石、毛皮、電化製品、モーターボート、パチンコ機、乗用車、ゴルフクラブなど。
また、消費税導入時に、トランプ類税、砂糖消費税、入場税、通行税、電気税、ガス税、木材取引税(いずれも間接税)が廃止され、酒税、たばこ税の税率引き下げも行われた。これらの間接税見直しの影響も、医療機関の仕入れ内容からみて、消費者への影響に比べて極めて限定的と考えられる。

4

資料2 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の中間整理

(平成25年9月25日) より

○今回の消費税引上げ時の対応については、診療側委員から、病院、診療所、歯科、調剤ごとに、課税経費率を基に消費税負担額を算出し積み上げた額と、既存の手当分との差額を手当てすべきであり、具体的な負担額について、今後議論すべきとの意見があった。

(参考：平成9年の計算式)

- ①薬価基準分 (薬剤費の割合) × (105/103-1)
- ②特定保険医療材料 (特定保険医療材料の割合) × (105/103-1)
- ③診療報酬本体分
{100 - (人件費の割合) - (薬剤費の割合) - (特定保険医療材料の割合)
- (非課税品目の割合)} × 1.5/100 (消費者物価への影響)

※「消費者物価への影響」の1.5/100という数字は、平成9年の消費税引上げ時に、経済企画庁が消費税率引上げが国内物価に与える影響として試算した数値に基づいている。

1. 消費者物価について

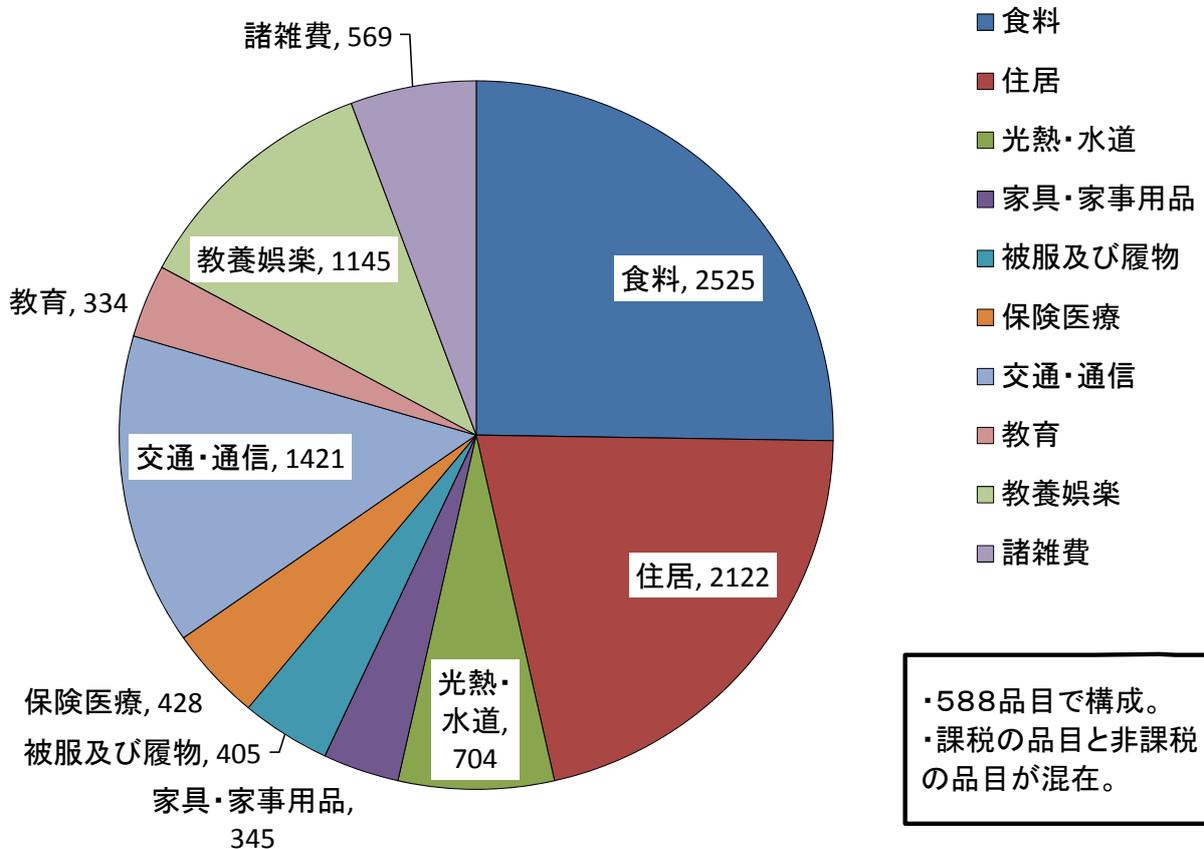
(1) 消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの物価変動を測定するものである。指数計算に採用している各品目（指数品目）のウエイトは総務省実施の家計調査等に基づいている。結果は各種経済施策や年金の改定などに利用されている。

(2) 消費者物価指数を構成する各品目（指数品目）のウエイト（イメージ）

指数品目は588品目で構成され、10の大分類に区分されている。この中には、課税品目と非課税品目が混在している（資料3）。

資料3

消費者物価指数 大分類のウエイト構成
(平成22年基準)



(3) 消費者物価指数品目についての非課税と課税の分類

指数品目の中に混在している非課税品目を抽出すると以下のようになる(資料4)。

資料4

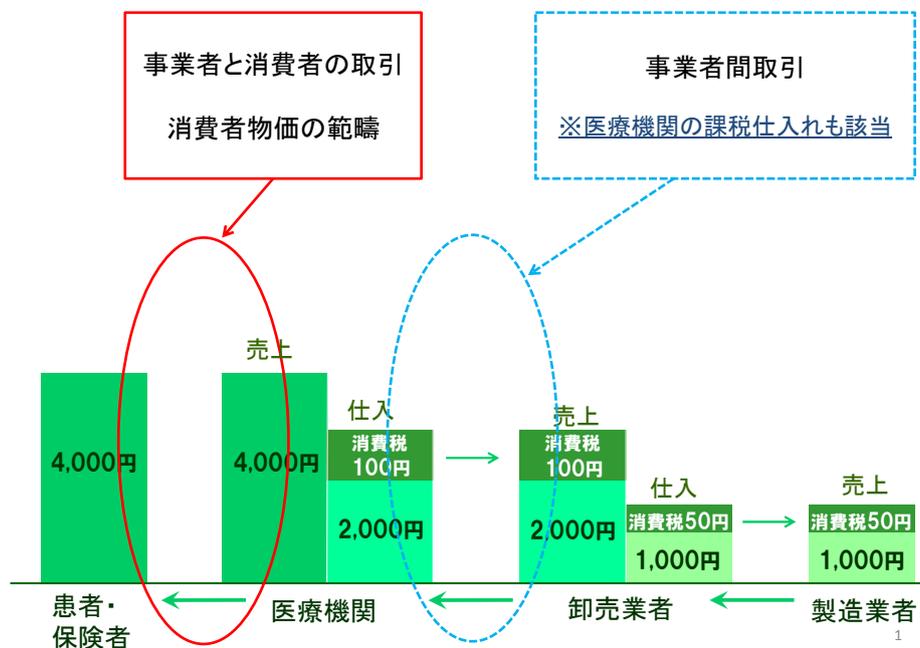
消費者物価指数品目についての非課税と課税の分類
(平成22年基準)

課税・ 非課税	大分類	指数品目	ウェイト (一万分比)	前年同月比(%)		
				平成9年 3月	平成9年 4月	平成9年 5月
非 課 税	住居	家賃	1,865	1.5	1.5	1.5
		火災保険料	49	0.2	0.2	0.3
	保健医療サービス	診療代	196	1.4	0.4	0.4
		出産入院料	3	4.4	2.3	2.1
	交通・通信	自動車免許手数料	2	2.6	0.0	0.0
		自動車保険料(自賠責)	34	0.0	0.0	△ 10.8
		自動車保険料(任意)	168	0.0	0.0	0.0
	教育	授業料等	228	2.4	2.0	1.9
	教科書・学習参考教材	教科書	4	2.6	0.0	0.0
	教養娯楽	外国パック旅行	52			
	その他諸雑費	傷害保険料	122			
		保育所保育料	52			
		介護料	11			
		印鑑証明手数料	3	2.2	1.9	5.8
		戸籍抄本手数料	3	0.0	0.0	0.0
			パスポート取得料	3		
	非課税 合計		2,795			
課税	課税 合計 (指数品目省略)		7,205	(省略)		
	総合計		10,000			

2. 「消費者物価への影響」を用いることの問題点の整理

- ① 計算目的は消費税額の計算であるのに、消費税率ではなく、物価変動率の予測値を用いているために、実際には物価上昇額の予測になってしまっている。
- ② 物価変動率を用いること自体問題であるが、特に以下の点が問題である。
 - A) 医療機関の仕入取引は、事業者と消費者の取引ではなく、事業者間の取引であり、医療機関の仕入構成と消費者物価で採用されている指数品目の構成は全く異なる（資料5）。

資料5



- B) 消費者物価の指数品目の中には、家賃(平成2年10月以降非課税)、授業料等、自動車保険料(自賠責・任意)などの非課税品目が含まれている。したがって、課税品目についての消費税の影響をみるためには、少なくとも課税品目について集計した指数をみる必要があるが、非課税品目への影響も含んだ全品目を集計した指数を用いており、正しい判定がなされていない。

3. 事業者間取引における消費税引上げの影響

消費者物価は、事業者と消費者の取引に係る物価であるが、医療機関の仕入は、事業者間の取引である。事業者と消費者の取引に係る物価を、事業者間取引である医療機関の仕入に適用して、消費税率引き上げの影響を推計しようとするに、問題がある。

例えば、経済企画庁は、事業者間取引における物価である卸売物価への消費税率引き上げの影響について、その調査対象品目のほぼすべてが課税品目であり、また調査対象が売上高の大きい卸売業者であって非課税業者もほとんどいないことから、消費税率引き上げ分が完全に転嫁された場合、物価上昇率は消費税率引き上げ幅に近い値になると説明している¹。

消費税引上げ分が完全に転嫁されるかどうかについては、課題があるものの、現在、政府において、適正な転嫁の確保に向けた取り組みが行われている²。

以上を踏まえれば、医療機関の課税仕入れについての消費税率引き上げの影響を、「消費者物価の影響」を用いて算定することは不適切である。

¹ 経済企画庁『物価レポート '97』、17 ページ

² 三菱東京UFJ銀行「消費税率引き上げがもたらす家計負担の大きさと個人消費への影響」（『経済レビュー』、No.2013-5、2013年4月13日）は、平成25年4月の消費税率引き上げについて、「今回は他の税制変更の影響という点で前回の税率引き上げ時の状況に近いこと、加えて消費税の円滑かつ適正な価格転嫁に向けた対策が実施される予定であることなどを考え合わせると、税率引き上げ分が課税対象品目の価格にそのまま転嫁される可能性が大きい。」と指摘している。

(参考資料) 消費税率引き上げに伴う「消費者物価への影響」の検証

診療報酬本体の改定率の計算式に、「消費者物価への影響」を用いてきたことが、医療機関の消費税負担において「マクロ的な補てん不足」が生じた重要な要因であり、それに替えて「消費税率」を用いるべきである。

以下、「消費者物価への影響」について、平成9年消費税引上げ時の計算過程の検証を行うとともに、仮に平成26年改定で「消費者物価への影響」が用いられた場合の試算結果を示す。

「消費者物価への影響」について、経済企画庁物価局編『物価レポート '97』の解説(資料1)を参考として、課税品目についての影響を消費税引上げ率、非課税品目についての影響を0%¹と仮定して、平成9年消費税引上げ時の「消費者物価への影響」を試算した結果、実際に改定に用いられた1.5% (消費税引上げ率2%に対して75%、資料2) とほぼ等しい値が得られた。

このように、「消費者物価の影響」が、消費税率引上げ幅より小さいのは、非課税品目が混在しているからに他ならない。逆に、課税品目に限って言えば、消費税率引上げ幅にほぼ相当する物価上昇が見込まれる。

なお、仮に、平成26年改定で「消費者物価への影響」を用いるとした場合は、平成22年度消費者物価基準に従って計算され则认为られるが、平成9年改定時に用いられた平成7年度基準に比べて、非課税品目の比重が約4ポイント増加しているため、上記仮定に基づき試算すると約2.1% (消費税引上げ率3%に対して約70%、資料2) となる。このように、非課税品目の比重に連動して変化する「消費者物価への影響」を用いることは、消費税率引上げに伴う課税仕入れのコストアップを推計するにあたっては不合理である。

¹ 実際には、非課税項目においても一部価格転嫁が行われると認められる。

資料1 経済企画庁物価局編『物価レポート '97 - 構造改革の進展と物価の安定』より、
P. 17

第4章 消費税率引上げ等の国内物価に与える影響

第1節 消費税率引上げ等が国内物価に与える影響の試算

1997年4月1日より、消費税率の3%から5%への引上げが実施されました。以下では、その影響について見ていくことにしましょう。消費税率引上げは、それが卸売価格や小売価格に転嫁されることによって、物価を上昇させます。仮に引上げ分が全て価格に転嫁されるとすると、物価は理論上、1.9% ($(105-103) \div 103 \approx 1.94\%$) 上昇することになります。

しかし、消費者物価の場合には、非課税品目や免税業者の存在も考える必要があります。消費税は、原則として国内において行われるすべての財貨・サービスの販売・提供等及び輸入取引を課税対象とするものです。ただし、土地の譲渡及び貸付け、有価証券等の譲渡等については、非課税とされているほか、政策的配慮から、公的な医療保険制度にかかる医療、住宅の貸付け、教育関係費用等についても非課税とされています。このような非課税品目が消費者物価指数の品目の中に占めるウエイトは約2割になります。

また消費税では、生産、流通の各段階で二重、三重に課税されることがないように、仕入れにかかる消費税額を控除する仕組みがとられています。しかし、免税業者にはこの控除が認められないため、消費税額の上昇分は販売価格に転嫁されることになります。このため、仕入れにかかった消費税率分よりは小さいと考えられるものの、免税業者の販売価格は上昇することになります。

このような事情を考慮した上で、経済企画庁物価局が消費税率引上げ前に行った試算では、消費税率引上げ分が完全に価格に転嫁されるとすると、消費者物価の水準は1.5%引き上げられることになります。

資料2

増税に伴う消費者物価への影響(日本医師会試算)

	H9年改定時(H7年基準)			(仮定)H26年改定時(H22年基準)		
	ウェイト	百分比	消費者物価への影響	ウェイト	百分比	消費者物価への影響
非課税部分	2,395	24.0%	× 0 = 0%	2,795	28.0%	× 0 = 0%
課税部分	7,605	76.1%	$\times \frac{5-3}{103} = 1.5\%$	7,205	72.1%	$\times \frac{8-5}{105} = 2.1\%$
合計	10,000	100%	1.5%	10,000	100%	2.1%

※非課税項目:住宅家賃、火災保険料、診療代、出産入院料、自動車免許手数料、
自動車保険料(自賠責・任意)、授業料等、教科書、外国パック旅行、傷害保険料、
保育所保育料、介護料、印鑑証明手数料、戸籍抄本手数料、パスポート手数料

※課税項目 :上記以外の項目